

令和 2 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 2 年 9 月 7 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 2 年 9 月 9 日 (水) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 2 年 9 月 9 日 (水) 1 5 時 5 1 分
出席議員	議長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 近 藤 亮 太 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 吉 浦 高 幸 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 川 波 剛 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 尾 籠 浩 一 郎 福 祉 課 長 宮 崎 宣 匡 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 田 中 晴 美

議 事 録

令和2年第3回定例会

[一般質問]

令和2年9月9日（水）

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、14人につき定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「一般質問」を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 11番 木村博文議員
木村議員	質問に入る前に、新型コロナウイルスに多くの方が感染されて、入院、また、療養されております。心からお見舞いを申し上げます。さらに残念ながら、多くの方がお亡くなりになってあります。謹んで哀悼の意を表すところであります。 いまだ収束の見通しもつかないような状態でございますが、本町においては、町民のみなさんの高い予防意識と関係者のみなさんの努力により、感染も低い推移であります。しかし、安心することなく、気を緩めることなく、終焉を迎えることを心から願うところであります。 今議会では、コロナ感染予防対策についても、数人が質問の予定をしております。本来であれば、多くのみなさんに傍聴していただきたかったところではありますが、残念ながら一定の制限をかけさせていただいております。 しかし、今議会より録画配信、こういった形でみなさんにお届けするようになりました。これは数年前から取り組んでまいりました議会改革の中で、見える化という部分において大きな効果があると捉えておるところでございます。この配信を機にますます町民のみなさんの声が議会に、町政に届き、さらなる活性化が進むことを心から期待するところであります。 それでは、通告書に従いまして早速質問に入っていきたいと思います。 まず1問目は、情報発信力の強化をということで、道の駅“筑前みなみの里”についてお尋ねいたします。 道の駅については、3月議会で柳議員さんからも質問されてありました。できるだけ重複しないように、私は情報の発信拠点にという観点からお尋ねしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。 私事ではありますが、先日、筑前町商工会館で議会報告をして参りました。コロナ禍の中の報告会でありましたので、多くのみなさんの参加はできませんでしたが、役員のみなさん全員出席の中での開催でございました。そこで意見交換もあり、いろいろな貴重な意見もいただいたところです。長くなりますので全部は紹介できませんが、その中で、この道の駅の積極的な活用についてのご意見をいただきました。 新型コロナウイルス感染の影響については、商工会においても様々な業種の会員のみなさんが大変厳しい経営状況に置かれてあります。持続化支援金や町独自の支援などの取り組みはしていただいておりますが、中長期の展望では決して楽観視できない状況にあります。そこで今回、整備された道の駅の情報発信基地としての役割を十分に活用できたらと考えております。 6月議会の中で、道の駅の役割は、第一にドライバーの安全安心を守るための休憩所で、24時間のトイレや駐車場が備えてあり、そのほかに赤ちゃんの駅機能や大規模災害時に対応した防災倉庫等も設置してあり、休憩施設内では道路情報に加えて町の観光情報の発信機能も備えているとのことでした。今後、その役割機能を十分に活用して、地域振興・発展のために取り組んで参りたいとも担当課では言われてありました。

	この地域振興・発展のための活用については大きく期待するところではあります。それから半年後、先日、その後の経過を視察に行っていました。平日の日中ということで、私が伺ったときは残念ながら利用者は見当たりませんでした。そこで管理人さんに聞くと、平日で30人から40人、土日で約100人ぐらいが来館されるそうであります。 今回の一般質問で、私は前もって県内17か所の道の駅の14か所ほどを回ってまいりました。いろいろ聞いてきましたが、インフォメーションの来館者だけでカウントすると、県内でもトップレベルの入館者でございます。しかし、館内を回りますと、町の情報誌が5種類ほど、農協さんとか、月刊誌が2、3種類ほど並べてありました。それから、道路情報のモニターが1台、町のホームページを映したモニターが1台、そのほかタッチパネルでいろいろ情報検索されるモニターが1台。このタッチパネルのモニター、外の電光掲示板を含めると、このシステムでは約600万円ほどの予算がかかっているそうです。町単独では購入が困難な設備を設置してもらっています。ぜひとも、このようなシステムが無用にならないように、積極的に活用していただきたいと思います。 道の駅は、あちらこちらの自治体が誘致を強く希望される中で、本町が選ばれたことは、町長をはじめ、執行部のみなさんの努力によるものと大変感謝するところではありますが、その後のこのような現状を見ますと、失礼ですが、誘致することが目的であるかのように感じてしまいます。 国庫とはいえ、住民のみなさんが納めた国税・県税などから約4億7,000万の整備費が投入されております。この先、町から年間950万円ほどの経費が出ていきます。初期費用は別にしまして、年間経費に対して費用対効果をどのように想定しているか担当課にお尋ねしたところ、物販ができないので額面での効果は提示できないが、24時間トイレや赤ちゃんの駅、地域防災の拠点などの利点がある。また、情報発信を通じて筑前町を知ってもらい、訪れていただくことによって地域振興につながることを期待しているということでした。このような明確なビジョンを持ってあるなら、この場所を商工会をはじめ、町内の事業者のみなさんなどに積極的に活用していただき、情報を発信することにより費用対効果を押し上げることにつながるのではと考えるわけです。 これも管理人さんに尋ねますと、利用者の方から情報を聞かれたりすることはほとんどないそうです。私はできれば、利用者が多い週末や祭日などは特別にブースをつくって、担当係員を配置して、直接、言葉で町の観光や商業施設等の情報を発信して、戦略的に誘導していく手法もあるのではと考えます。町が直接係員を配置するのはハードルが高いかもしれませんが、商工会や観光協会に委託すれば可能ではないかと思い、担当課にお尋ねいたしました。 農林商工課では、町の商品や特産品のPRは大変重要であり、道の駅はそのためのとても重要なツールと認識している。今すぐに特定団体等への委託をして取り組むことは考えてないが、まずは関係する建設課・企画課と協議をして、パンフレット等の情報発信の充実を図るということでした。 また、企画課に尋ねますと、みなみの里の情報コーナーについては、改善の余地があると捉えている。ほかの道の駅の状況を研究しながら、来訪者への情報発信を効果的に行えるように対応していきたい。週末・祭日の係員の配置については、現状では難しいと考える。現在の管理人が簡易的な案内ができないか、関係者と検討していきたいとのことでした。 町長は以前、町の観光についての一般質問の回答で、「道の駅を筑前町地域振興の拠点となるように英知を絞って施設を活用するべき」と答えてありました。コンパ
--	--

	スの中心を役場に置いて、半径10キロ圏内を経済圏・生活圏と捉え、太宰府と朝倉をつなぐことが多くのビジネスチャンスにもつながるという考えをお持ちでした。であれば、もっと積極的に道の駅を活用するべきと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 道の駅を活用して、ぜひ地域振興の拠点にしたいという思いは、いまだ継続した思いでございますのでお伝えしたいと思います。 今、各課長から聞き取りということでございますけれども、基本的に課長からの聞き取りのとおりでございます。これは私ども組織でございますので、課長とは十分連携を取りながら、町の施策は推進しております。したがって、答弁の内容につきましては、私も同じ思いをするということでもあります。 また、現況はコロナ禍でございます。みなみの里のイベント等は全て中止をしております。また、道の駅等への案内サインも、今、山麓線が一部不通でございます。そういったことから、県のほうにカバーをしていただいております。サインについても、できるだけ遠慮していただきたいというような思いで今の状況があるということとはご認識いただきたいと思います。 したがって、あのカバー等、あるいはイベント等を打ちますと、もっと多くの人がやってくることは間違いないんですけども、今、多くの人がやってきていただければ、土日等については長い行列ができております。これ以上の行列は今はずべきではないと、そのような判断の下で対応しているということだけは前提したいと思います。 まず、道の駅のことについて、少し考えを述べさせていただきます。 議員のほうも県内を見回られたということですけども、私も多くの道の駅を見て参りました。特に身近な朝倉のバサロ、それに小石原、それと、うきはについては、ひと月に1、2回は行っているところでございます。 そういった状況の中で、どういったことであるのかというのは、今、議員が言われましたとおり、ほとんど利用がないというのが現実でございます。特に、うきはは道の駅のランキングでもトップに入るような優秀な道の駅であるけれども、あそこにあります直売所は大人気であります。しかしながら、インフォメーションコーナー、それともう一つ、向こうに自転車等を貸し出すサイクルコーナーがありますけど、あそこも、なかなか厳しいというような状況でございます。町自体が観光の町でないものですから、そこに、あえて観光の紹介をするというのは、なかなか厳しいものがあるというのは、ここ近辺の道の駅設置の方々の意見でもございます。 また、駅長会議に、うちの駅長も出席して意見交換しておりますけれども、やっぱり来ていただくのは直売所なんだと。そして、トイレなんだということでございます。やはり、ここを核にして道の駅を補完的に有することが一番だろうと、そのような意見もいただいているところでございます。 今、言われましたように、本町は新しいこともありましようが、利用が多いほうということでございますけども、それでも直売所に比べれば非常に少ないと。直売所に来たお客さんが、あそこまで流れていくのは、かなり僅かであるということも現実的に分かって参りました。しかしながら、そういったことばかり言っておれませんが、やはり直売所も活況を呈しなければいけませんし、なおかつ町全体の活性化に寄与しなければならないという思いは全く変わらないところであります。 そこで、本町の特色、まちづくりはどういった方向に進んでいるのかと、そのまちづくりの中で道の駅はどういった位置づけになるのかということを考えていかな

	ければならないと思っております。 本町が目指す、まちづくりは、マスタープランにも書き上げておりますけれども、一言で言えば、「とかいなか」のまちづくりを目指そうということでもあります。これは都市計画学的に言いますと、田園住宅都市構想でございます。そういった、まちづくりをすることによって、本町の町を活性化していこうという考えでございますので、そういった考えの下にこの道の駅も考えていこうと。 議員もご存じのように、山麓線の活性化、山麓線の人口減少地帯をどうやったら人口減少が抑制できるのか、386号沿線のように、あるいは県道久光西小田線のように多くの住民が維持できるのか。そのことを考えた場合、私は3つの方策を10年ほど考えてみたところであります。 まずは何としても山麓線を開通させなければいけない。そして、その次には山麓線の拠点となる、いわゆる通過地点になってはならない。あくまで観光、観光と言うけれども、観光で何を求めているのか。観光というのは、やはり経済効果を求めます。そういった道路が開通しても、そこに観光的な経済効果が生まれなければ意味がない。単なる通過点になってしまう。そういったことで道の駅みなみの里を建設されたわけでもございます。そういったことで、みなみの里をきちっと、そういったものが売れるような、観光施設ではありませんけれども、観光的施設を造ることによって地域振興を図ろうと。 それと3本柱のもう一点は、まずは道路を開通させること。そういった販売の拠点をつくること。もう一つは情報であります。光ファイバーを敷設すること。これが地域振興にとっては必須だと私もは考えました。したがって、町の税金・補助金等で光ファイバーを全域に引かせていただきました。そのことによって、地域は若者にも魅力がある地域になるだろうと。そういった思いで山麓線沿線は考えているところであります。 私もは政治家でございまして、将来に夢とロマンを持たなければなりません。そういったことからすれば、この道の駅を利用しまして、私も道の駅の相談で国・県と協議する中では、町長、今からはやっぱり無人自動車の時代がやってくるんだと。AIを利用した、まちづくりを田舎ほど進めなくちゃならないと。そういった拠点に道の駅を活用すべきなんだと。観光だけでは、どこでも、なかなか課題が多過ぎると。 そういったことで、例えば、無人自動車の拠点にする。私のイメージですよ、私がイメージするには、例えば、弥永から、みなみの里を通してJR山家駅につなぐ、あるいは筑紫駅につなぐ。そういったコースをつなぐことによって、あるいは三箇山から夜須高原からみなみの里へつなぐ、あるいはもっと下までつなぐ。そういった縦横の路線をつなぐことによって、地域に元気が出てくるし、道の駅の有存在があるだろうということでもございました。 これは何年先になるか分かりませんが、かなり国土交通省では無人自動車等の研究が進んでいるようでございます。現に、ある道の駅ではこういった実験事業が行われております。そういった実験事業も、ぜひぜひ我が町でやってほしいと。そういったことによって我が町は地域振興をしていくんだと。若者に魅力あるような地域になっていくんだということを考える次第であります。 その中の一つのチャンネルに観光があると。私も観光のパンフレット等を各道の駅に求めて行って参りました。私が見た範囲の中で一番活況といいますか、利用が多かったのは湯布院でありました。湯布院だけは、さすがに観光の町であります。町自体が観光というポテンシャルと可能性を持っておりますし、ハードができております。ですから、観光のパンフをしっかりと配って、観光案内をすることによって
--	--

	地域経済が活性化するという効果が見えると私は見て取りました。 その中でも特に注意を引いたのが、やはりインバウンドでございましたので、言語対応、英語とか、他の外国語対応がきちっと道の駅でできると。そのことによって、インバウンドのお客さんを観光地に誘導していくと。そういった効果を道の駅が持っているということを実感してきたところであります。 そういった視点で、私は、うきはがランキングでも1位の道の駅でありますので、どういった活用ということで、しっかり見て参りましたけども、やはりサイクルレンタルもありますね、あそこに。あれは別途、道の駅ではないんですけども、あそこの利用もなかなか厳しい。そして、特に並びの道の駅コーナー、インフォメーションコーナーは、時々人がおられないと。そういった状況で今、対応してあるということでございました。私もそのようになるべきではないと思っておりますので、ぜひ、うちの道の駅はそういった新しい時代の拠点にする、あるいは地域振興の地域の方々の文化を表現する場にするようにできたらと思っております。 例えば、あのような雰囲気です。山里です。本当に、あそこでお茶会とか、そういったものでも開いてもらったら絵になるなど。そして、地域の住民の方々が様々な文化的な発表をされることによって、それが観光になると。そういったふうに地域の方々が潤うような、お客さんだけが潤うことじゃなくて、地域の方々が元気になるような施設にしなければならないということだと思っております。 ご案内のように、防災の方は、しっかりといいですか、県のほうが施設を造ってくれておりますので、これにさらに補充しながら、発電機等も必要じゃないかという意見もしっかり出ております。そういったことも含めながら、今後、検討していくべきだろうと思っております。 ですから、土、日曜日に、あのところに何百人、何千人が来るというのはなかなか厳しいだろうと。それとあわせて、今のコロナ禍においては、そういったことをやはり控えるべきだろうというふうな判断でございます。本来ならば、みなみの里も夏祭りとかやっておりますして、渋滞ができるぐらい人が来てくれるんですけど、それはやるべきじゃないというふうな判断に至っているところであります。 そういった中で、観光も一つのチャンネルです。と同時に道の駅をぜひ大きな地方地域振興の拠点になるように努力していきたいと思っております。 みなみの里も今ようやく12年目にして、ようやく7億円という目標を達成することができました。最初の2、3年はなかなか厳しくて、直売所も、がらがらでありまして、あそこは、もう葬祭場に変わるんじゃないかというふうな意見もいただいたところでもあります。でもやはり、さらに基本的な考え方を変えずに継続していったことが今にあるんじゃないかなろうかと思っておりますので、ぜひ道の駅も中期的スパンで育てていただきたいとそうように考えます。 以上であります。
議 長	木村議員
木村議員	今、道の駅が置かれている状況については、コロナ禍の問題とか災害の問題とかの中で大変厳しい状況ではあると思いますが、やはり今言われた新しい、これは全国で令和最初の道の駅ということで多くの方が注目されてあると思うんですね。だから、これからの道の駅のあり方ということで、今、町長から答弁をいただいて、無人自動車であるとか、そういうふうなことも見据えて考えてあるということで、また地域の拠点として、地域振興の拠点として、道の駅の位置づけをしっかりと考えてあるということで大きく期待しております。 ぱっと見ますと、現在の状況を見ますと、赤ちゃんの駅もございます。これは多

	くの方に利用していただきたいんですが、奥の方に、幟が1本上げてあるだけで、通り沿いには何の表示もないんですね。だから、そういうところを一つ一つ精査していただいて、とりあえず、しなくてはいけないこと、これを一生懸命やっていたきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。 それでは、次の質問に入ります。ICTの専門部署の設置をということでお尋ねいたします。 昨今、スマートフォンの普及率が年々上がっております。庁舎内においても業務上いろんな場面で活用が見られます。議会の報告や質問の回答などでも、ホームページで町民のみなさんに周知するというフレーズをちょくちょく耳にいたします。これから先、ICTの活用はますます増えて、専門知識もより高度になっていくことは容易に想像できるところであります。 今回はICTを活用して積極的な情報発信をという観点での質問をしておりますが、専門部署を置くことにより、情報発信以外にも各課での業務を軽減できるような効果もあると考えております。 担当課にお尋ねしたところ、現在、町の情報発信は広報紙やホームページにより町民への周知を図っており、緊急性がある場合は防災無線を活用している。昨今、スマートフォンが普及していることは認識しており、現在、新たな広報の手段として通信アプリLINEを活用したプッシュ型の広報、また、テレビのデータ放送の活用を検討中で、情報発信の充実には努めているが、人員配置状況を考慮した結果、限られた人員の中でのICT専門部署の設置は困難ということでした。 このICTの業界は大変なスピードで進化していることは感じてあると思います。先見の明を持って備え、準備していくことが必要と考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 情報は極めて重要であります。専門部署ということでございますけれども、私はまさに、ピンチはチャンスという言葉がありますが、今回コロナ対応で職員等々としっかり議論いたしました。その中で生まれてきたものが2つあります。 1つは、LINEであります。我々は案外、年配は気づかないんですけども、このスマホの利用というのは極めて高いものがありまして、若者にとっての情報伝達としては極めて有効であります。そのことを議論いたしまして、筑紫野市にそういった制度をやっているよという議論になりました。ならば職員等が研究してみようということになりまして、今、LINEを使った情報伝達を構築中であります。近日中に、この制度を取り入れまして、これはお金がかからないという、また利点がございます。お金がかからなくてLINEで、極めて広報等よりも若者にとっては魅力的な情報伝達をやるようにしたいと思っております。 それから、ご存じのように「ふるさとWish」という番組がございました。KBCテレビが地域特番、これは福岡県の町村会が仕掛けた事業でございましたけれども、私どもの町も紹介いただきました。その中で町のポイント的な出来事、紹介したいような出来事を映像にさせていただきました。これをそのまま流してしまうのは惜しいということになりまして、ならばコロナの事情の中で、多くの人が集まることができない、その対応をやっておられるようなことを再編集しようじゃないかという議論が、やはりこのコロナ対応の会議の中で起こりました。なら、それをぜひやろうじゃないかということになりまして、テレビ局と相談いたしまして、そういった特集番組をつくる、そして、その映像等を道の駅等あるいは玄関等で流すということもやっていきたいと思っております。

	それともう一つは、NHK等でdボタンというのがありますね、データボタン。あれを活用するような方策はないかということで、これは、いろいろそういった事業者の方と協議しておったんですけども、一つそれをやっていかないかと。要するに、若者はスマホ、高齢者の方はやっぱりテレビだろうということで、テレビだったら高齢者の方もかなり見てくれるということで、緊急事態、あるいはいろんな情報を、文字情報ではありますけれども、それを流すような仕組みをコロナ対応でやろうじゃないかということで、今、議論をし、事業として組み立てましたので、これもぜひ、この追加予算のほうで事業予算を提案させていただきたいと思っているところであります。 そういったふうに、ぜひ情報をさらに充実させていこうというのは職員も私も同じ考えでありますので、お互い研究しながら、高齢者のためにも、あるいは若者のためにも、伝達機関、伝達方法を考えていきたいと思っております。 そういった中で、我が職員は170名でございます。そういった中で、このセッションをつくるというのは、なかなか困難であるということでありましたので、今の現行の中で精いっぱいやってみようじゃないかということで進めていきたいと思っております。コロナが収まれば様々なことがまた展開できるけれども、とにかくコロナ対応に今、追われていると。それにまた選挙等の絡みも出てまいりますので、そういった事務を考えますと、やはり今の段階では今の行政の配置の中で取り組んでいこうということでございます。私もそのような思いで取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	木村博文議員
木村議員	L I N Eは私も大変期待しております。しかし、プッシュ型のツールは、情報の伝達という部分については、リアルタイムで多くの人に伝達できるということで、大変私も期待しているところでありますが、やはり、そのプッシュ型のツールを使って、例えばホームページであるとか、フェイスブックであるとか、そういうプル型のページに誘導する。そして、そこにウェブ上のコミュニティーができるということで期待しておりますので、限られた人員の中でされてあるということも重々承知であります。やはりL I N Eとかデータ放送とか、いろんな対応をするということであれば、そこに業務量がまた増えるわけですね。だから、専門の部署というものもぜひ厳しい中でも引き続き、検討してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 次に、フェイスブックの活用ということでお尋ねいたします。 これは29年の3月議会で尋ねておりました。そのときの回答は、町の公式フェイスブックはないが、フェイスブックが有効な情報の発信手段ということも認識している。大刀洗平和記念館、みなみの里、地域おこし協力隊は持っているので、連携しながら対応できないか検討していくとの回答をいただいております。 その後、どうなったのかということで今回、担当課にお尋ねしたところ、協力隊が令和元年6月に全て退任し、協力隊のフェイスブックページはそれ以来更新されていない。現在は協力隊OB2名が町内に住み、自身のフェイスブックページで町外への情報発信を行ってくれている。平和記念館、みなみの里もフェイスブックを運営しているが、お互いの紙媒体での情報提供でフェイスブック等での連携はできていない。町での情報提供のツールとしてL I N Eの導入が計画されているので、その中で連携を検討したいとの回答でございました。 現在のようなコロナ禍の中で、直接はコミュニケーションが取りにくい場合、特に、このようなコミュニケーションツールが有効であり、コロナ禍が収まったとしても、情報発信力においては、大きな力を持ったツールと捉えております。その当

	時から、「筑前町をぐっと盛り上げる隊」というページが地域の有志で運営されてあるようです。わらかがしの若者会のみなさんも積極的に町の情報をこのフェイスブックで発信していただいております。ありがたいことです。 町でも公式のフェイスブックページを立ち上げて、ホームページでは伝えられない、わくわくするような情報をリアルタイムに発信できないでしょうか。町長のお考えをお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 フェイスブックの個人的ないろんな団体の方々の利用というのは、私も時々拝見いたします。ただ、それぞれの自治体も持っているところもございますけれども、そこまで活発にやっておられないんじゃないかなと感じるところでもあります。大刀洗平和記念館につきましても持っておりますけれども、そう今は活躍はしていないんじゃないかなと思っているところでもあります。 やはりホームページに引っ張ることが一番だろうと思っておりますし、今回LINEをやってみますので、このLINEにより、どのような結果、あるいは進展が見られるか、その様子も見てみたいと思います。町自体のフェイスブックは今のところ考えておりません。
議 長	木村博文議員
木村議員	先ほども言われておりましたLINE、それも大事なんですけど、結構それぞれの自治体でお考えが違うようで、例えば、お隣といいますか、基山町、あそこの松田町長さん、今でも積極的に、このフェイスブックをご自身で週に2回から3回アップされてあります。それに対して町民もコメントを寄せられて、そういった形。例えば、愛媛県の宇和島市、これはちょっとフェイスブックとは違いますが、スマートフォンのアプリ、これを活用して、いろんな情報発信をして、またコミュニティもその中にできております。そういった形も、できておりますので、ぜひもう一回、担当課のみなさんと検討していただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。 それでは、次の質問に参ります。買い物弱者対策をということでお尋ねいたします。 この質問につきましては、私が議員になった平成25年から、しつこいように質問してまいりました。そのときから現在までに、特に西部地域においては短い期間でのスーパーの出店はあったものの、現在はコンビニが2店あるのみでございます。決してコンビニで食材を調達することが間違っていると言っているわけではありませんが、やはり生鮮品もなく日用品や衣料品も少なく、複数の店舗を回らなくてはならない。これは高齢者の方にはとても困難と判断するわけであります。 また、現在はみなさん、ご承知のとおり、コロナ禍により3密を避け、できるだけ不要不急の外出を控えてくださいと行政からもお願いしています。しかも高齢者となると特に注意をしていただかなければなりません。従来の高齢化による移動手段の困難に加えてコロナ対策もしなければならないということで、住民には現在大きな負担がかかっております。 町はこの生活に密着したお困り事に、どのような対策を取っていますかということで担当課にお尋ねしたところ、新型コロナ感染の影響で買物が困難になったという町民の声は担当課では確認ができていないので、特別な対策は取り組んでいないという回答でございました。しかし、私が地域の中でいろんな方と話していると、やはり困っているということを耳にするとところであります。 この問題の解決方法として、軽トラックなどで訪問販売はできないかと担当課で

	お尋ねしたところ、以前、福祉サービスとして福祉課で試験的に取り組んだことはあるが、町では現在行っていないとのことでした。それでは、これからの事業費として町で取り組めないかと尋ねますと、町として移動販売車の直営は考えていないが、現在、みなみの里が買い物支援の取り組みで、安野地区への出張販売や、地域で開催されてある、いきいきサロンへ出向いてある。そのほか、ちくちゃんバスを利用していただいたり、社協の配食サービスやシルバー人材センターのワンコインで買い物代行サービスなどを利用していただきたいとのことでした。 町で直営することは困難だと予想はできておりましたが、例えば、商工会に委託して町内会員のみなさんに募ってもらい、町は起業者に初期費用を補助するやり方はできないかとお尋ねしたところ、町では新規創業資金の借入者に対して、信用保証料及び利子の補助を行い、支援を行っている。また、地域おこし協力隊であった方が起業する際に費用の補助を行ったとのことでした。 筑前町新規創業資金等借入者信用保証料、また、利用補助金で保証料利子の2分の1を補助していただいている。これはありがたいことではありますが、よその自治体を調べますと、もっと大きな補助金を充てて、起業しやすい取り組みをしてあるところも何か所もございました。 例えば、この移動販売を全国展開してある、とくし丸という企業があります。徳島県からスタートして、現在は47都道府県全てで事業展開をされており、現在585台が全国で稼働しているそうです。軽トラックに約400品目1,500点を積んで週に3日ほど地域を回ります。 最近では、ネットや電話で注文して配達してもらうパターンも大変多くなっており、特に高齢者にとっては自分の目で見て触って商品を選ぶ楽しみがあり、販売員の方との会話をとても楽しみにしているお客さんも多いと聞いております。お客さんの多くは見守りを必要としている世帯で、自治体と見守り協定を結んでいる販売店も数多くあるということです。まさに今、コロナ禍においても、とても有効な事業であると感じたところです。 町長、どうでしょうか。このような取り組みを検討してみる価値があるのではないのでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 福祉政策はまちづくりの根底でございます。特に今、買い物難民とか言われる言葉も使われておりまして、そういった中で本町の実情はどうであるのかということ考えたときに、うちは、ちくちゃんバスを走らせております。あのバスで、一番だったと思いますけど、一番多く乗降客があるのはダイレックスなんです。ダイレックスのところに行きたいという人が非常に多い。やっぱり買物に行きたいということで福祉バスを活用しておられる。 ですから、我が町はこの福祉バスというものをかなりの割合で回転させておりますけれども、乗降客が少ないという話は、町も空気を運んでいるとか様々な意見はいただいておりますけれども、それでも、やっぱり買い物等、病院等に行かれる方が多いということは事実であります。特に、うちのように散在集落の居住形態であるところは、そのように楽しみも含めて福祉バス等を大いに活用していただくのが一番じゃなかろうかと、そのようにも思います。 私は、やはり、まちづくりは人口政策によるところが大きいです。人口が多いところには様々な民間企業が進出してまいります。本町は幸いにして皆様方の総合力で、人口がここ10年来、ここ5、6年が少し微増傾向にありますので、それを見越したマーケティングを勉強した事業所等が様々な進出するような話も出てきてお

	ります。これはスーパーに限りません。例えば、身近にあります病院等もよその町では進出は考えられないと、ある過疎地域で言うておりました。そういったものが、人口が増加することによって民間の活力が活かせる。これが本町の人口増の魅力だと私は考えております。そういった意味においては、本町の西部においても人口は増加傾向にあります。そういったことで民間業者もかなりアンテナを張りながら、様々な用地の検討・物色等がなされていると聞いております。 ただ、残念なことに、中牟田の交差点、朝日東の交差点のところのスーパーでしょうか。あそこが撤退されたのは確かに大きいなと思っているところであります。ぜひ跡地にこういった施設が民間の努力によって進出していただければと強く願う次第でもあります。 そういった施設を回るといようなことで、みなみの里も実験的に安野区と下高場区にやってみました。確かに協力していただいてやっております。ただ、そうそう採算が取れる取り組みではなかったということは言うておりました。でも、やはり福祉的な意味合いからすれば、やるべきだろうとは思っておりますけれども、限界もございます。今後この地区については継続していきたいと思っております。 ですから、こういった民間企業が進出してくれば、ぜひ、それはやっていただきたいと思うところであります。ホテルも朝日のほうにはできたわけで、これは20年前では考えられない話でありました。そういったホテルもできた、それともう一つ、師岡青果さんも昔からあった店ではありません。あそこはかなり生鮮品もあるんじゃないかなと思うところでありますし、そういった店等を活用しながら、ぜひ民生活によってやっていただきたいなと思っているところであります。
議 長	木村博文議員
木村議員	そうだと思います。やはり民間に手を挙げてもらう。これに対して町がどう応援できるかということが大事だと思いますので、これから先、手を挙げられる方もあると思います。ぜひ応援をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 先ほども申し上げましたが、以前、買い物弱者対策で買い物困難地域の解消をということでお伺いしたところ、企業誘致、この観点から採算性を第一に考慮して進出を検討するものであると、町が誘致として積極的に介入するべきではないとの回答でございました。また、買い物はちくちゃんバスを利用したり、いきいきサロンでのみなみの里の食材販売、社会福祉協議会の配食サービスやシルバー人材センターの買い物代行サービスを活用していただきたいと担当課は答えてありました。 町長は、人口が減少していく地域では、多くの店舗が撤退していく。これが一番の問題と捉えている。そうならないように支援をしていかなければ、人口減少地域の行財政運営は厳しくなっていくと以前言われてありました。 以前も申し上げましたが、総務省行政評価局は、今の買い物弱者対策は福祉や商業振興の一部として位置づけられ、買い物弱者問題の改善を主たる目的とはしておらず、行政分野で実施される施策の副次的効果に任せている。この問題は地方自治体が行政上の課題と捉えて積極的に関わっていくことが重要であるとの指針を出しております。 今、本町では、おかげさまで人口が微増傾向にあります。一時は3万人に届かないであろうという予想にもありましたが、年度内に3万人を超えるのではという見方も出てきております。卵が先か、鶏が先かという議論はしたくありませんが、私は人口が減ってきているから対策を施すということではなく、人口が減らないように対策を取ることが大事だと思っております。行財政運営上から見た人口減少対策の観点からも対策が必要と捉えてあるのであれば、何か一步を踏み出す取り組みを

	考えていただきたいと思っております。 例えば、そのために、まず初めの一步として、筑前町企業誘致条例第2条1項にある対象事業所にスーパーマーケットを盛り込んだりできないかと思い、担当課の方にお尋ねしたところ、昔であれば農協の購買店が各地域にあり、身近で買物ができた。現在は民間のスーパーが頼りになっている。スーパーは出店エリアの市場調査を行い、採算性を第一に進出を決定する。国交省の資料によると、食品スーパーが持続的に継続される周辺人口数は1万人から3万人ということで、三並校区においては1,600人、中牟田校区で6,800人と、維持可能人口より大分少ない状況にある。このような商業施設は景気や近隣の競合店の動向に大きく左右され、本町においては幾つもの店舗が撤退した経緯がある。誘致に対して町が関与すべきではないと考えており、企業誘致条例の該当業種としてない自治体がほとんどである。 しかし、第2次総合計画策定の際の町民アンケートでも、日常の買い物が不便、この意見があるので、買い物環境を改善するためにも店舗進出の話があれば誠意を持って対応したいとのことでございました。 以前の町長の答弁では、行政課題は時代とともに変遷していくことを実感しており、以前は空き家や店舗の出店など問題ではなかったが、高齢社会の進行などにより、行政が手当てをしていかなければならないことは理解しているとの見解でございました。それから、しばらく経過もしております。町長の見解は変わりませんか。先ほどの回答と重なる部分があるかもしれませんが、いま一度、よろしくをお願いします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 企業誘致条例の適用対象事業にいたしますと、ある反面、例えば商工会の小規模店舗からは、あんまり賛成の意見は出ないんじゃないかなと思っております。かつては大店舗法が制定された折には、ほとんど地元業者の方々はこれに反対でございました。それなるがゆえに小店舗だけで一つ店舗を造ろうじゃないかということでできたのがグリーン・パルでございました。 そういったこともありまして、朝倉でも今かなりのチェーン店等が警察署通りにはできておりますけれども、ほとんど全国チェーンの店でございます。そういったことで朝倉市のほうにも、ちょっと尋ねましたところ、あそこも商業施設等にそういった誘致措置は取ってないと。あえて取ってないんだろうと私は思いました。 やはり適当な競争、適正な競争を促すためには、ある企業だけに、商業施設だけに誘致法を適用するといろいろな問題も出てくると、地場産業の育成を阻害する要因にもなり得ると、そういったこともございましたので、こういった対象事業にしない自治体が多いのではなかろうかと、そのようにも考えます。 私ども地域全体を見回しますと、確かに様々に高齢社会は全ての地域で進んでおります。そして、半径何キロ以内に店がない地域というのがかなりございます。そういった、諸々を考えると、なかなかどこに持ってくる、要するに人口が増えたところだけに持ってくれば、過疎のところはより過疎が進むわけでございますので、そういったのは行政施策としては適当じゃないという判断もございます。 したがって、この商業施設に企業誘致の特例を適用するということは、今の段階では、まだやらないほうがいいんじゃないかなと、そういった思いでございます。よろしく願いいたします。
議 長	木村博文議員
木村議員	先ほどの担当課からの回答にもあったように、昔であれば農協の購買店があちこちあって、それもなくなったと、小売店が少なくなったという認識も町長が持って

	いただいているというのは分かりました。 しかし、アンケートにもあったように、やっぱり買い物に困っているという声が多く上がっています。今回はこの条例の中に入れられんだろうかということで提案をしましたが、いろんな側面から何らかの手当てができないかということ、私もこれから一生懸命調査研究して、また提案をさせていただきたいと思います。この買い物対策についてはこれで終わらず、継続して取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。
議 長	田頭町長
町 長	本町が目指すまちづくりなんです。本町は散在集落であります。これが集中して、例えば篠隈、新町辺りに人口が全て集中しているわけではございません。したがって、都市的にはそういった商業施設を全て分散して建設するというのがなかなか困難である。そういった意味で、都市計画の中で、例えば386号沿い、あるいは500号の原地蔵地区と、ああいったところには用途地域を設定しておりまして、そこには商業的施設も集積しようというような考え方でございます。 したがって、例えば三輪地区におかれましては、山麓線沿線等の方々については、極力やっぱり中央の新町、依井等に出ていただいて買物等をやっていただきたい。そういったところの周知をしないと、行政がなかなか全ての面において同じような販売施設をつくるというのは困難だろうというふうに思います。そのために行政はそこにつなぐ努力をしなければならぬとそういうふうにも考えます。 私もここ10年間の動きをちょっと調べますと、かつての購買店に代わるコンビニができてるんですね。かつての農協の購買店は要所にありました。地域のまさに一番身近な販売施設でございましたけれども、今はローソンとかセブンイレブンさんとか様々なコンビニがここ10年の間に4店舗でしょうか、それとドラッグセンター、コスモスさんとかモリ薬局さん、ああいったのも、数か所できました。それにアスタラビスタという施設もできました。それにAコープもあれだけ大型の施設になりました。 ということで、10年前から比較しますと、うちはそういった販売施設は増えているとトータル的には言えると思いますので、そういった地域とどう結んでいくかというのが、本町の課題であると思っております。
議 長	木村博文議員
木村議員	言われるように、新しい時代の新しい形で、今言われたようにコンビニとかドラッグストア、そういったまた販売店にしても、大型のスーパーとかに代わっていつているということで、やはりうちは人口も、もちろんまだ増えております。そういった中で、都市計画を行政が強制的に誘導するというのは厳しいかもしれません。企業がくるからには地域のリサーチをして来るわけですから、行政が誘導するのは難しいかもしれませんが、やはり都市計画の中において健全な環境づくり、それをしていかなければならないと思いますので、また引き続きこの件についてもよろしくお願いいたします。 以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	これで11番 木村博文議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 11時5分から再開をいたします。 (10:55)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。

	(1 1 : 0 5)
議 長	2 番 柳雅明議員
柳 議員	先ほど木村議員が言われました新型コロナについて、少々述べたいと思います。 コロナウイルスの感染拡大で、町はその様々な対応に苦心され、町民のためと職員の皆様のご苦労は計り知れないものがあると常々感じております。通常業務が滞って様々な障害が発生していると思われませんが、いち早く収束して本来の業務に戻ることを願わずにはられません。また、奇しくも感染された方々のお気持ちを察して、その苦しみをみんなで共有していきたいものです。 それでは、本日の質問は通告書のとおり、林業の問題と I C T 教育関係の 2 点を質問いたします。 まず、林業の課題です。森林資源は戦後、造林政策により、人工林で見渡す限り植林されています。その後、今日まで林業は間伐等の森林整備が主流で、木材生産はあまり活発的ではありませんでした。戦後 5 0 年から 7 0 年たった樹齢がようやく主伐の適齢期となり、木材生産と再植林の機運が高まっています。しかし、現在、木材価格の低迷で林業は不振と言ってもよい状態です。伐採経費と木材価格の関係で木材生産者は主伐の意欲が沸かず、決断が鈍っているのです。 お尋ねいたします。これからの林業はどの方向に向かうと考えていますか。また、森林経営管理法が施行されましたが、町はどのような計画を策定されているのですか。また、森林環境譲与税が交付されていますが、どのように使用される予定でしょうか。 意向調査で森林所有者が自ら経営管理を行うことができない場合、市町村は森林所有者の委託を受けて、経営または管理を引き受けて、経済的に成り立たない森林は自ら経営管理し、経済的に成り立つと見込みのある森林は林業経営者へ再委託することができるとされています。 なお、都道府県や市町村が森林所有者である公有林は、経営管理に必要な権限の集積・集約する必要があるため、基本的には本法律の対象になっていないようです。また、住民が共同で管理している場合なども対象外となっているようです。 国・県の譲与税ですが、これは主に町内の森林所有者のために使用されるべき性質のものではないでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 何点かございました。順次回答してまいります。 まず、林業の方向性ということで、昨年、国の大きな動きが二つございました。 一つは、森林環境譲与税の交付がスタートいたしまして、国民全体で森林を支えるということになっております。 もう一つが、森林経営管理法が施行され、森林所有者と意欲ある事業者をマッチングさせ、経営管理を委託していくという流れです。健全な森林づくりとしての森林整備を推進するということが当然必要ですし、併せて森林を地域資源として活用・事業化、これを図るなど収入になる状況を創出していき、持続可能な林産業としての林業経営の研究も必要となっていくと思われまます。 次に、森林経営管理法に基づく町の計画でございます。 町内に森林を保有する方に対して、今年度から数年かけて森林経営に関する意向調査をスタートいたします。そして、調査結果を基に所有者と林業経営者をつないでいく計画となっています。 意向調査を実施するに当たり、森林所有者への普及啓発のため、モデル地区を設定、先行して実施し、展示林的な造成を行い、普及啓発を進めながら全町へ広げて

	いきます。なお、モデル地区に関しましては、公有林整備予定があり、森林状況の把握ができています。栗田を選定して行う予定としております。 計画としては、今年度、栗田の意向調査を実施、翌3年度に経営管理の検討・決定をします。同じく3年度には栗田以外の地域の意向調査準備を行いまして、4年度から4年かけて意向調査を実施し、それぞれ翌年度に経営管理の検討・決定をして、森林整備を実施していく計画となっています。 そして、次に森林環境譲与税の使途についてですが、まず、先ほど述べました森林経営に関する意向調査の実施に活用いたします。また、町有林を今年から5年かけて全て整備をいたします。かかる費用から伐採木の売却、県補助事業を充て、不足分は環境譲与税を活用いたします。 なお、先ほど議員がおっしゃられた町内の森林所有者のために譲与税は使用されるべきものではないかということにつきましては、この譲与税の使途計画をつくるに当たりまして、県と綿密な協議を行いました。この譲与税、昨年、交付されております。その後、12月に増額という手続きになっております。 といいますのが、森林災害は待たないで準備をしておかんと、備えとかんといかんというところで、早く森林整備をしてほしいということでの森林環境譲与税の前倒しというふうになっております。森林については、公有林、町有林、私有林、もう区別はない、とにかく先に公有林でもいいから森林整備をしてほしいというふうな国の見解でございます。 そこら辺りを含めまして、私有林においては、まず所有者の承諾等を得なければなりませんが、町有林については、すぐに取りかかれる、そういったメリットがございます。したがって、この譲与税を町有林の整備に充てるというふうなところで、県とも協議をして決定をしたところでございます。 次に、そのほか譲与税については、間伐に必要な搬出路の確保、それから林道の整備・管理、これにも使えますので、必要性が生じましたら建設課と協議を行いまして使途を計画したいと思っております。 また、平成20年度から29年度に実施された県の荒廃森林再生事業実施箇所の再荒廃、これを未然に防止するための補助あるいは木材利用促進として、町のオリジナル製品等、木製品の導入、寄贈も対象となっております。これらは令和3年度以降の事業として、これから計画を立てていきます。 それから、次に意向調査で森林所有者が自ら経営管理を行うことができない場合はというお尋ねでございます。 そのようなケースにおいては、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託をいたします。経営的に成り立たない森林、これにつきましては、経営管理実施権を設定の上、市町村が整備をした後に林業経営者への再委託を目指すところでございます。 以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議員	説明は聞きましたけれども、その中で何点かちょっと再度質問させていただきたいと思っておりますけれども、意向調査は誰がするのでしょうか。これは民活をするんですか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	回答します。 意向調査については、委託を念頭に計画しております。 以上です。
議 長	柳議員

柳 議員	委託ということですが、当町の山林の状態を詳しくご存じの方がされるのか、ちょっと自分には分かりませんが、非常に難しいと思いますが、委託でいいのか、ちょっと自分は疑問です。 それから、森林環境税ですが、県は500円を取って、国は1,000円から4万円ぐらいまでの幅で超過税として取られてるみたいなんですけれども、県のほうはヒアリングの中でお話をされて、県の環境税を使われるということですが、自分は林業振興課に聞いたんですが、国の譲与税を使うのは非常に難しいのではないかとっていました。 それで再度、確認していただきたいんですが、国の譲与税を使う場合には、事業の目的とか、それから事業をした後の内容を報告しなければならないというふうになっていると思うんですが、その中で、そういうふうな話を県の林業振興課とお話ししたら、問題があるかもしれないよというふうなことを言っていたので、再度、詳しく国の譲与税を使う場合には調査をしていただきたいと思っています。 次に進みます。森林法に規定されております市町村森林整備計画が策定されていると思いますけれども、その主な内容はどのようなものでしょうか。森林計画は現状に合致するものとして、適宜更新されているのでしょうか。 また、それに伴う林地台帳により伐採後の造林等の届出の受理をする事務がされて、森林所有者の詳細を把握されていると思います。そこで筑前町の森林面積はいかほどでしょうか。その中で、例えば国有林、それから県有林、私有林、町有林、いろいろあると思います。それぞれのパーセンテージが分かったら教えてください。 そして、所有者が不明の場合の森林がどれぐらいあるかというのが分かたら教えてください。林地台帳が例えば税務課の固定資産税と突合されているのか、氏名等の突合がされているのかというのもお伺いしたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まず、市町村森林整備計画につきましては、県が計画を立てた森林として利用することが相当であると認められる民有林について、市町村が実情に即して策定する森林整備に関する計画で筑前町でも策定しております。 内容は、伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本的な事項、森林の整備に関する事項、森林の保護に関する事項、森林の保健機能の増進に関する事項、その他森林の整備のために必要な事項から成っています。5年ごとに見直しをしており、直近では平成31年3月に策定見直しをしております。 そのときの主な改正点としましては、新たに施行される森林経営管理法、管理制度の活用を加えておるところでございます。 それから、筑前町の森林の面積です。幾つかお尋ねになりました。 まず、森林総面積については2,166.02ヘクタールです。このうちの国有林が147.24ヘクタール。そして、町有林68.06ヘクタール。あと、私有林については1,876.36ヘクタールというところです。 あと、実際に所有者の不明な森林が、どれだけあるかということについて、正確な数字はつかんでおりません。しかしながら相続に伴う所有権の移転登記がなされていないことなどにより、所有者不明の森林については、少なからず存在しているのではないかと考えております。今回、森林の所有者へ意向調査を行うことで、その所有者不明森林の数字は、はっきりすると思われま。 それから、その前の質問の続きなんですが、町有林の整備に譲与税を使っているのかというところの確認なんですが、これについては、うちも県の福岡県林業振興

	課、それから朝倉農林事務所林業振興課と併せて協議を行っておりますので、間違いないところでございます。 以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	森林環境譲与税、国から譲与されておりますので、慎重に取り扱っていただきたいと思います。 森林整備計画は、造林から伐採までの事業に係る計画の作成や森林所有者に対する指導・監督を行う役割を規定しているのが主な内容となっているようです。これに伴いまして、林地台帳が作成されているのだと考えております。 先ほど述べましたけれども、不明林の権利の集積と委託された森林は、町が一括して管理していく必要があり、専門的に携わる職員が必要になってくるのではないかと考えております。経営管理法におきましては町が50年管理しなさいというふうになっておりますので、長いスパンですので、毎年何年かごとに代わられるような職員で森林を一括して面倒を見ていくというのは非常に困難な部分が出てくると思いますので、そのところをどうぞしっかり把握していただきたいと思っております。 次に、公共建築物等における木材利用促進に関する基本方針が、平成22年、農林水産省及び国交省から告示されました。これは国産材を使用することで地域経済の発展と地球温暖化防止及び循環型社会の形成に貢献することが期待されるためです。 公共建築物については、可能な限り木造かまたは内装木質化を図ることとされておりますが、これに則り、筑前町の公共建築物で木材利用に基づき設計されている建物があれば教えてください。 公共建築物等木材利用促進法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装木質化、内装を木質にする支援ということで、教育学習施設の関係、それから医療社会福祉施設の関係、観光産業振興の関係、ただし本町に公共建築物等木材利用促進法に基づく木材利用方針の策定が実施されていることが条件ですけれども、これ、お尋ねしたところ、平成24年12月3日付で策定されているようですが、その策定に基づいて公共建築物が建築された事案があればお教えください。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針に即しまして、筑前町では先ほどおっしゃられましたとおり、筑前町内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針、これを平成24年に策定しております。 これに基づき、内装等の木質化ということで、これを取り入れたのが町営住宅篠隈団地と東小田団地で、それぞれ平成25年と平成30年に新築をされておる際に、内装に県産材を取り入れた施設となっております。 以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議員	24年、25年と30年ということで、だから、2棟しか使われてないということですかね。それも内室の木質化で、木造建築物としては建てられてないということですね。 次の質問に行きます。 次世代基盤づくり交付金が農林水産省から出されています。また、林野庁木材利

	用課に問い合わせましたところ、補助対象が公共建築物の木造化や内装木質化に対して都道府県を通して行われているということで、例えば、もし活用できるのであれば、三輪中学校体育館、もう５０年ぐらいになって、建て替えの問題です。新築する場合に、この交付金を利用することができないでしょうか。 柔・剣道場と室内球技場を分けて２棟を建て替えすると、建築基準法上の問題と耐震基準の問題を満たすことができれば、また、本町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針に合致すると考えますけれども、そこら辺をどう考えていらっしゃるかお願いいたします。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 まず、三輪中学校の体育館の建て替えの件についてですけれども、これにつきましては、平成３０年の２月に議会全員協議会におきまして、現状の報告と今後の考え方について説明をさせていただいております。 その内容といたしましては、体育館は昭和４７年に建設され、平成３年に壁の修理、そして床の貼り替え、２０年度には耐震補強工事を実施して維持管理を行って参りました。２９年度には今後の改修または改築の方向性を検討するために、耐震診断の結果を踏まえた簡易的な耐力度調査を行ったところ、構造上の危険な状態にある建物には該当しないというふうに診断され、国の老朽化改築の補助対象にならないという結果でございます。 その時点では、耐震補強工事から９年足らずであることを考慮しまして、当面、必要な改修等を行いつつ、施設を維持管理していくことということで、現在に至っているということが大前提でございます。 議員がお尋ねの林野庁所管の地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・木質化に対する補助である事業につきましては、補助率が１５％、ＣＬＴ等の先進的技術を活用する場合には２分の１以内、主要要件に、構造耐力上主要な部分まで木造であることなど、体育館に適した活用ができるかということで、ちょっとまだ今後研究が必要だというふうに考えております。 それから、もう一点の柔・剣道場と室内球技場を分けて２棟ということですが、これについては、柔・剣道場については、平成７年に国の補助金を活用して建設して、現在２５年で耐用年数を経過していない状況にあるため、建て替えのための試算等は行っておりません。 以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	柔・剣道場は別棟で建てられているということで２７年ということですので、まだまだ使える状態ではあると思いますけれども、福岡県の朝倉農林事務所の林業振興課で地域の生産森林組合のことでお話を伺っているときに、たまたま公共建築物の木材利用促進法の話になりまして、うきは市のうきはアリーナ体育館が木材を使用して建築されているということで見学してまいりました。 偶然ですが、柔道場と球技場が別棟で建てられていました。基礎部分はＲＣ造なんですけれども、その他内装は全て木質化されており、地元材をふんだんに使用されているということでした。今までの体育館のイメージと違った雰囲気でございます。うきは市民の体力維持と学生の交流試合等に使用されているということで、広く市民に喜ばれているということです。 さきに述べました学校学習施設の中で、体育館、武道場もその対象のようです。各課いろいろ懸案事項があると思いますけれども、教育課は中学校体育館が懸案事項であるし、こども課は待機児童の解消の保育所の新設が課題と、課ごとに思惑が

	いろいろありまして、優先順位がそれぞれあるようです。違った形での重要性があるようですので、どうか、うまく取りまとめられまして、それぞれが納得するような形で、今後の建築計画を進めていただきたいと思います。 最後に、これからの林業振興に対する行政の役割をどうお考えでしょうか。将来像を再度お聞かせください。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 将来像、行政の役割ということでのお尋ねでございます。 昨今の森林災害や花粉症問題、そして有害鳥獣問題など、森林に関してのマイナス面のニュースを度々耳にすることがございますが、本来、森林は水を蓄え、土砂災害を防ぎ、二酸化炭素を吸収するなど、公益的機能によって私たちの暮らしに様々な恵みを与えております。また、木材は調湿性に優れ、リラックス効果があるなど、人に優しい心休まる素材であり、再生可能な資源でもございます。言わば森林は私たちの大切な財産でございます。 そして、我が町の森林の面積、約3分の1がその森林でございます。森林がもたらす恩恵を多くの方が身近に感じることができるよう、着実に森林整備を進めていくとともに、我が町の3分の1もの面積の財産をうまく地域資源として活用できないか。1次産業の世界から2次産業、3次産業に進み、そこから経済が生まれ、雇用が生まれるという仕組み、このような収入になる状況の創出ができないか。そのための研究を今後行っていきたいと考えます。 以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	森林問題、最後にちょっと私見を述べさせていただきますけれども、最後に私個人の考えですけれども、回答は求めるものではありませんけれども、町が多くの山林を購入して町有林の拡大を図り、100年の計ではありませんけれども、林業振興と木材の財産価値を高める手だてとして、かつて江戸幕府が行っていたように、山林を町の昔でいう直轄地として管理するという考えはありませんでしょうか。 自主財源の確保、これは自主財源の確保等、公共建築物等を木材を利用して建築することにより、木材利用のモデルとなりまして、木材価格の上昇を図り、地域の林業の発展に寄与することになるのではないかと考えております。どうぞこれからも林業政策に対して、特段のご努力をお願いしたいと思っております。 木材に関してはこれで終わります。 続きまして、ICT環境の促進についてお尋ねいたします。 現在、コロナウイルス感染によって、学校現場はもとより、社会全般が様々な不安を抱えております。いつ解消するか先が見えない中、児童生徒たちは学習に対して不安を抱えております。自分と向き合っている時間が子どもたちは多くなっております。そのことを自分の中の不安と闘うことで、目には見えませんが、プラス思考へと発展させる力が備わっていく、そのような助言・指導、家庭環境等、様々な場面で必要とされていくのではないかと考えている昨今です。子どもたちの自己肯定感の上昇により、自信がついていくのではないかと考えております。 まさに現在、ICTを活用した学習がクローズアップされて、さらに次の世代の教育は、SDGs、持続可能な社会型の学習が主流になっていくと考えられます。そのためにも大いにICTを活用した様々な形態の学習方法を取り入れて、子どもたちが希望を持てる情報化社会の未来にしていきたいものです。教育委員会と学校現場が常に情報交換をして最善の方法を模索しながら、これからのICT教育の道筋をつくっていったらいいと思います。

	お尋ねいたします。G I G Aスクール構想でこれから筑前町独自の教育方針の策定があったら教えてください。 と申しますのも、同一年齢、同一学習として進められてきました今までの学習がG I G Aスクール構想によりまして、個人一人一人の学習要領により習得する程度の差が大きくなるのではと考えられます。例えば、次の学年へ進級したときに、全学年で未習得の科目があった場合、進級した学年での授業に支障が生じる場合が想定されます。そのときにどう対処して習得させるかが大きな問題として現れてくるのではないのでしょうか。 例えば、所定の課程を履修すれば次へ進級できる仕組みを、年次を超えて習得することに重きを置いた教育へとシフトを変えることで、次へとつながる子どもを育てることになるのではないかと考えます。持続可能な学習としての取り組みにどう発展させていくかがこれからの課題と言えるのではないかと考えます。お尋ねいたします。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 文科省が示すG I G Aスクール構想の実現による1人1台端末は、令和の学びのスタンダードだと言われております。現在、本町における独自の教育方針の策定はありませんけれども、1人1台の端末やW i - F iの整備を進めるとともに、教職員を対象としたI C T研修会を計画しております。 1人に1台の端末が整備されることによって、学びは一層充実すると考えられます。理解度に応じた個別学習や不登校、保健室登校の児童生徒への対応も可能になると考えられます。多様な子どもたちに個別最適化された教育を実現できるようになります。さらにグループワークでは一人一人が情報を収集し、その情報を周りと共有して議論するといったような新学習指導要領で目指す、主体的・対話的で深い学びが可能となります。 議員がご質問の未履修での進級については、学校教育において学習内容については学習指導要領で定めたことを行うため、履修に差が出るということはないというふうに考えております。ただし、学習方法についての違いが出てくることは考えられます。 そこで、筑前町教育施策に位置づけし、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない効果的なI C T教育の推進等、I C T研修会の充実に取り組む必要があるというふうに考えております。 以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	子どもたち一人一人の程度の差がないような教育方針で行っていただきたいと思います。そうしないと、次の学年に進んだときに、どうしても分からなくて授業が面白くなって、不登校になったり、非行に走ったりする子どもが出ないようにしていきたいと思っております。 次です。児童生徒の家庭学習のためのW i - F i環境が将来必要となってくると考えられますが、どのような方法を考えられておりますでしょうか。 携帯電話会社の方にお尋ねしますと、例えば自宅に通信環境がない場合に2通りの解決方法があるそうです。 第一に、これは国も考えているようですけれども、モバイルルーターの対応の方法、第二にテザリング可能なスマホの所持ということで、このテザリングというのがありまして、テザリングは自分のiPhoneから電波を発信して、それでタブレットを動かす方法。それから、自動車にもついておりますけれども、自動車電話、

	あれと同じ方法です。そして、あとは線をつないで結束してする方法と3通りあるそうです。これにより自宅でタブレットの使用が可能になるということです。 しかし、これらの端末は月々の使用料が発生したり、容量が規定より超えると、通信速度が落ちて十分な機能が発揮できないということです。また、家庭に複数人の該当する児童生徒がいる場合なども、また違った問題がいろいろと発生することが考えられるそうです。どのように進めていくお考えがありますでしょうか。 最終的には、やはり光ケーブルを使用した家庭でのWi-Fi使用が最終的には経済的に最適になると言われております。 以上です。お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員がおっしゃられるとおり、今後授業の中でタブレットの活用が増し、臨時休業時においては、リモートによる学習等の必要性が高まってくると想定されます。実際に今年のコロナ禍の中では、やむなく臨時休業を行い、学校での授業を行うことができませんでした。自宅にいながら学習ができるオンライン授業の必要性が改めて認識されました。 そこで教育委員会としましては、家庭学習のための通信機器整備支援事業として、モバイルルーターの対応を検討しております。5月に町内の小中学校で実施したWi-Fi家庭環境アンケートの結果では、小学校では87%の世帯、中学校では90%の世帯が既に家庭でのWi-Fi整備がなされているようです。これらの結果を基に、現在、対応を検討しているところでございます。 実際に貸し出すこととなれば、通信費、その他、運用方法について定める必要がありますので、他の自治体の状況を研究しながら、町として効果的に活用できるよう考えていきたいと思っております。
議 長	柳議員
柳 議員	モバイルルーターの対応の方法で検討されているということですので、その方法でぜひやっていただきたいと思います。 아이폰を使つての携帯電話でのやり取りは結構支障があるようですので、そっちじゃなくてモバイルルーターの対応の方法、こんな小さいモバイルルーターがありますので、どこでも使えるモバイルルーターですので、それで対応していただきたいと思います。 そして、子どもたちがどこの環境においても学習ができるように、その整備を進めていっていただきたいと思います。 最終的には先ほど言われましたように、やはり光ケーブルで家庭内のWi-Fi使用が最適ということだけは申し添えておきたいと思えます。 以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議 長	これで、2番 柳雅明議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 午後1時より再開します。 (11:47)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:00)
議 長	6番 深野良二議員
深野議員	質問に入る前に、今年7月の豪雨災害、先日の台風10号では、多くの甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意をささげ、被災

	された方々に心からお見舞い申し上げます。 それでは、通告に従い順次質問します。 初めに、若年者専修学校等技能習得資金貸付事業についてです。 将来、社会において優位な人材として活躍が期待されながら、経済的な理由により専修学校等において修業することが困難な者に対して、技能習得資金を行う若年者専修学校等技能習得資金があるわけですが、現在、この習得資金の活用状況をお聞かせ願いたいと思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 まず最初に、この事業の周知状況について、事業の流れを交えながらお答えいたします。 この資金貸与事業は、経済的な理由により専修学校などでの修学が困難な人に対して、入校支度金や修学資金を無利子で貸与するもので、貸与に当たっては世帯の収入基準や対象の学校・家庭が定められております。市町村が実施し、かかる費用について、福岡県から市町村へ補助金を交付する事業で、補助率は10割となっております。 例年のスケジュールで言いますと、2月に次年度に向けた要綱が県から送付されてまいります。これを受けて、町の広報3月号に募集記事を掲載して周知を行っております。活用希望者を4月いっぱい期間で募集して、締切りの5月に県に申請を上げるというような流れになっているところです。 次に活用状況でございますが、今年の本町の申込者はございませんでした。また、昨年、一昨年も確認したところ、申込者のほうはなかったというところです。 以上です。
議 長	深野議員
深野議員	今課長の答弁では、全く活用がされていないということは分かりましたが、現在コロナ禍において、新規学卒者の求人が労働局の調べで、7月末現在と比べて、昨年度を100とすると、企業数が81.5%、求人情数が78.5%、求人数が75.2%と低い状況下にあります。 この現状を見ると、就職を希望していた学生が職に就かれないという現実が生まれ、この子どもたちは様々な考えがあると思いますが、就職をしようと思ったけど大学に進学しようとか、あるいは自分のスキルを高めるために専修学校に進学しようと思う子どもも出てくると私は思います。 このような現実をみつめて、大学や短大あるいは高等専門学校に進学しようとした子は、今年の4月からスタートしました新しい給付奨学金、授業料等減免制度を活用していけばいいのですが、この制度の対象とならない専修学校に進学を決めた子は、この専修学校技能習得資金を活用していかなければならないと思いますので、この貸付事業を広く知らせていくことが大事かと思います。 現在、町では、先ほどの答弁のように、この事業を年に1回、広報に掲載しているわけですが、今回のコロナ禍を踏まえて、広報以外でも周知していくことが大事だと思っておりますが、どうお考えですか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 現状といたしまして、町広報に年1回掲載ということで周知を図っておりますが、十分とは言えないと思っております。 福岡県に確認したところ、今年の県全体での活用者というのが5名ということで、県全体でも高い数字とはなっていないというところです。

	今後、県とも連携いたしまして、また町としても情報が必要な方に届くように、今後周知を促進してまいりたいと思っております。 以上です。
議 長	深野議員
深野議員	町はこのように様々な施策を町民のために取り組むことが多いと私は思います。しかし、本当に届けたい情報を届けたい人に届くような取り組みをしていかないと私は思うわけですが、その辺はどう考えますか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 町としても必要な方に情報が届くように取り組みを進めたいと思っています。 例えば、ホームページに掲載したり、あるいは関係課とも今後協議が必要になってまいります。チラシを作って中学3年生にも配布できないかとか検討してまいりたいと思っております。今後、必要な方に情報が届くように発信に力を入れてまいりたいと思っております。 以上です。
議 長	深野議員
深野議員	いずれにしても、必要な情報や施策を様々な方策で発信をして、先ほども述べたように、必要な人に必要な情報が届く取り組みを前進させていただきたいということを述べて、次の質問に移ります。 次に、中学校の制服の選択制と、経済的に厳しい家庭の支援についてお尋ねします。 昨年2月の子ども議会では、子ども議員より、たくさんのことが提案をされました。子どもたちの提案内容は、私たち大人でも感心する内容がたくさんあったと思います。 その提案の一つに、中学校における制服の選択制が提案され、昨年の提案から各中学校で検討がなされており、7月に私たち文教厚生常任委員会の議員で各学校に出向いて、危険箇所と子どもたちが学ぶ環境の視察を行いました。 その折に、三輪中学校においては、新しい制服のレプリカを拝見させていただきましたが、かなりの議論が進んでいるなど感じたところです。 そこで、同じ筑前町の夜須中学校のことが心配であり、制服の選択制の議論が各中学校でどのように行われているのかをお尋ねします。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 両中学校ともに制服検討委員会をつくりまして、PTA、学校運営協議会、教職員で熟議を重ね、制服についての検討を行っております。 進捗状況につきましては、最終プレゼンを三輪中学校が6月に行い、夜須中学校は9月に行う予定です。最終プレゼンを終えたら、参加者からの意見を取り、仕様や金額の最終決定となります。両中学校とも最終決定までには至っておりませんが、今後、取り組みを進めていき、来年度、令和3年度の入学生から新しい制服へ移行できるように、計画的に進めているところでございます。
議 長	深野議員
深野議員	進捗状況は分かりましたが、学校の校則等の問題は、昨年の9月議会で寺原議員より校則についての質問で、教育委員会は各学校での判断に任せているとの回答がなされたことは私も知っていますが、今回のように制服が変わろうといった大きな出来事には、教育委員会がバックアップをしてもいいかと思ひますし、ましてやるべきだと思っています。

	今回の制服の選択制の問題でも、実際、三輪中学校の議論がかなり先行していました。そのことを私たちが気づき、いろんな方々に話をし、夜須中学校の制服の議論が始まったと思います。もし、私たちが気づかなかっただら、夜須中学校の制服の選択制が1年遅れになっていたかもしれません。 今、両中学校とも制服の議論が高まっているのなら、同じ町の中学校として、似たような制服になればと私は願っています。そういう意味では、同じ筑前町の学校での共通の問題があるときは、今後も教育委員会が音頭を取って、取り組みを前進させていただきたいと思いますが、どう考えますか。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 学校においては制服を移行するに当たりまして、平成31年2月に行われました子ども議会をきっかけに取り組みを進めております。教育委員会から両校移行する時期をそろえてみてはどうかということで提案はしたところです。その後、各学校の実情が異なるということから、それぞれの主体性を大切にしてきたところで現在に至っております。 教育委員会といたしましては、町内の学校で共通の課題等がある場合には、まず小学校長会や中学校長会の中で情報を共有し、議論を深めていただきたいと思います。さらには、教育委員会は各学校運営協議会に委員として加わっているため、今後も学校経営や直面する課題に対して、支援や情報提供、学校間の調整に努めてまいります。
議 長	深野議員
深野議員	それぞれの主体性を大切にするのは大事かと思うわけですが、今回のように制服の選択制といった大きな議論には、積極的なリーダーシップを発揮していただきたいと思っています。 それと、制服が選択制になるまでの議論には、子どもたちが願っていた機能性が取り入れられると思っていますが、その機能性を取り入れた新しい制服と、あと現在の制服との金額の差はどれぐらいあるのでしょうか。 制服が選択制になるのはいいと私も思っているわけですが、これまでの制服に比べて金額が増額するようじゃ、経済的に厳しい家庭では今の制服で良かったという思いもあるかもしれないので、どれぐらいの差があるかをお聞かせ願いたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 現在の制服は、男性が学ラン、女性はセーラー服ですが、移行することで男女ともブレザーとなります。ブレザーになることで、これまでの難点であった温度調節が容易になることと、スラックスまたはスカートを選択することができるようになります。議員がおっしゃるとおり、子どもたちのニーズに応えた機能性の高いものになっております。 金額につきましては、現在、仕様の検討中であり、まだはつきりとはしておりませんが、現在の制服と移行後の制服の価格差ができるだけ生じないよう、同程度の価格に収まるように取り組んでいきたいと考えております。
議 長	深野議員
深野議員	今、答弁されたように、制服の金額が現在の制服と価格差が最高でも同額程度になりますように努力をしていただきたいと思います。 また、今現在、小学校に通っている家庭では、兄弟や知人がおって、制服を譲り受けようと考えている家庭もいると思うので、来年度から一律に制服を変えると、

	全員が変えるということじゃなくて、新制服への変更の移行期間を設けてはと私は思うわけですが、どうお考えですか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員のご指摘のとおり、保護者の負担軽減を図るためには、3年間の移行期間を設けるよう考えております。よって3年間は、これまでどおりの制服着用の生徒とブレザー着用の生徒の両方が混在し、少しずつ移行を進めていきたいと考えております。
議 長	深野議員
深野議員	移行期間を設けるということは分かりました。 それと、新制服になっても、卒業生から制服を譲り受け、制服をストックする取り組みも継続していただきたいと思っています。この取り組みは、2007年に朝倉市から県立高等学校に入学する子どもの家庭の励行から、県下中にこの取り組みが広がった事実があります。その取り組みの背景には、何とか学校に行かせたいという保護者の気持ちであったり、笑顔で入学式を迎えてほしいという学校の思いであったり、後輩に自分の制服を活用してほしいと託された卒業生の思いであると私は思っています。 また、現在も中学校で制服リユースの取り組みをしていますが、この取り組みには社会福祉協議会や梨ノ木城の施設のボランティアの方々が名前の刺繍外しをしていただき、制服やジャージを必要とする子どもの家庭やみなさんのために役に立っています。まさに筑前町の子どもたちのために陰ながら努力をしていただいている人がいるということです。 このように、制服のリユースの思いをこれからも継続していくためには、経済的に厳しい家庭の子に対するリユースも教育委員会が積極的に行っていただきたいと思いますが、どう考えますか。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えします。 今、議員がおっしゃられたように、いろんな関係者の方のご協力によってリユースをしていることについて感謝を申し上げたいと思います。 新しい制服になっても、卒業生から制服を譲り受けて、ストックあるいはリユースしていく活動はとても大切だというふうに思います。リユースは保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもと保護者が安心して入学の日を迎えるためのすばらしい取り組みだと思います。これまで学校で行っていたところでございます。 学校の負担も考えられますが、学校が実施する入学説明会や転入生の手続の際など、その場で相談や試着にすぐ対応できる良さがあると言えます。教育委員会としても、この取り組みを継続していくためにできる支援策がないか考えていきたいと思っています。 以上です。
議 長	深野議員
深野議員	制服のリユースの支援策を考えるということですが、制服のストックは、私は学校だけじゃなくて、保護者が相談に行く各所で制服のストックを考えておくということがいいかと思いますので、支援策もしっかり考えていただきたいと思っています。 このように、経済的に厳しい家庭の子どもたちや支援が必要な家庭のために、制服のリユースをはじめとした様々な制度や奨学金を掲載したハンドブックを作成したらと思います。 現在は、一つ一つの施策や要項等の資料はあるかと思いますが、保護者が見て、

	どの奨学金を活用していけばいいのか、あるいは制服のリユースなど取り組みがどうなされているのか知らない家庭もいると思いますので、子どもたちの支援のためにも必要と思いますが、どう考えますか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 現在、筑前町が実施する就学援助制度、奨学金制度については、その制度ごとの募集の時期に、資料の配布や広報紙への掲載を行って周知を図ってまいりました。 しかしながら、議員のご指摘のとおり、いくつかの制度や支援を分かりやすくまとめたものがあれば、保護者に対して制度の周知がより図られ、選択の幅が広がることと活用もしやすくなると思われます。今後、そういったものの作成に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えております。 以上でございます。
議 長	深野議員
深野議員	取り組みを進めていくとの回答ですので、素晴らしいものができるように期待をしておきたいと思います。 私は今回の制服選択制の導入で思うのが、子どもたちの意見を取り入れて、機能性の制服に変更していくのはいいことだと思います。しかし、そこには経済的に厳しい家庭への支援も同時に必要と思うわけです。 これまでの歴史の中でも、厳しい家庭の子どもに光を当てて、その光を全ての子どもたちに当てるといった取り組みが必要だと思います。それはまさに教科書が無償になったときの闘いや、統一応募用紙、奨学金の取り組みといった部落解放運動の成果ではないかと私は思っています。町におかれましても、このような歴史の教訓に学びながら、子どもたちの支援のために努力をしていただきたい。そのことを申し述べて次の質問に入りたいと思います。 次に、人権尊重のまちづくりについてです。 昨年12月に筑前町部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を推進し、人権を保護する条例が制定をされました。この条例では、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を推進し、差別のない人権が尊重されるまちづくりを目的としています。しかしながら、現在もインターネット内では、部落差別をはじめ、あらゆる差別事象が後を絶たない状況です。 そんな現実の中、朝倉市では4月より、インターネット内のモニタリング事業を行っています。そのモニタリングの内容は、インターネット内の差別書き込みが多いサイトをいくつか絞り込んで、週2、3時間、職員が朝倉市に特化した差別書き込みがないかをモニタリングをし、発見したら法務局に削除要請をするといった内容です。現に4月にサイト内の差別書き込みを1件発見して、法務局に削除要請をし、書き込みが削除されています。 この取り組みは差別解消のためにも重要だと考えていますが、インターネットでのモニタリング事業を筑前町でも行う考えはあるかお聞きします。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 インターネット上の差別書き込みや特定の個人に対する誹謗中傷等の現状に対しまして、これまでも大きな問題と捉え、啓発には取り組んできましたが、モニタリングなどの具体的な対応策はできておりませんでした。 最近では、国の法整備も進み、法務省や総務省なども、様々な形で積極的に啓発を行っておりますし、多くの自治体でモニタリングの取り組みが始まっております。 昨年度より、新型コロナウイルス感染防止により、町でも啓発事業の中止や事業

	規模縮小など、その対応を取る中で、条例の具体的施策の一つとして、インターネットのモニタリング実施を検討し、9月スタートで準備を進めてまいりました。現在、電算室での作業中ですが、それがすめば開始いたします。 内容は、不特定多数により様々な書き込みがされている7つのサイトを対象に、差別書き込みの有無を職員がモニタリングし、必要な対応を行うものです。議員も言われましたように、朝倉市では実際差別書き込みが発見されております。町でも具体的な対応策を取り決め、県・法務局等への報告及び削除要請等を必要に応じて行う予定です。
議 長	深野議員
深野議員	ただいまの答弁でモニタリングを行うことは分かりましたが、このモニタリング事業を行うに当たっては、私はインターネット内の差別書き込みが差別書き込みかどうかの判断をしていくことが困難だと思いますが、差別書き込みかどうかの判断はどのように行うのかをお聞かせ願いたいと思います。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 差別書き込みかどうかを判断する基準というのは、非常に難しいと思っております。それにつきましては、平成30年度に法務省から通知をされました「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」や、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」などが一つの基準と捉えております。また、全国人権同和行政促進協議会では、削除依頼に関する取扱いなどを定めておられますので、それも参考にしたいと思っております。 人権・同和対策室では、例えばプライバシー情報や名誉毀損、特定の個人・法人・団体の権利を侵害する情報、同和地区の特定、また、それに関連する情報などの差別助長行為を見つけたら、サイト名や書き込み内容などを報告し、必ず係内で協議を行い、必要に応じて町長等への報告、指示を受けながら対応方針を決めていくようにしております。 以上です。
議 長	深野議員
深野議員	私も今、課長が申されましたように、法務省の通達が基準というのが一番いいかと思えます。そのことで差別書き込みを発見したら、係でしっかりと協議をして、スピード感を持った対応をしていただきたいと思います。このインターネット内の問題というのはスピード感が大事だと思いますので、そのことをしていただきたいと思いますし、いずれにしても差別解消のためには、インターネットのモニタリングも一つの施策として重要ですので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。 今回の質問で私が言いたいことは、届けたい人にしっかりと情報を届けること、さらに経済的に厳しい子どもたちに光を当てて、その取り組みが子どもたち全体に光が当たる取り組みをしていただきたいと思いますということです。過去の様々な取り組みの背景には、その子どもたちの背景に思いを馳せたことから取り組みがなされたことがあります。筑前町の子どもたちの未来のためにも、より一層の取り組みをしていただきたい。そのことを申し述べて、私の一般質問を終わります。
議 長	これで6番 深野良二議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 1時40分から再開します。

	(13:27)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:40)
議長	4番 石橋里美議員
石橋議員	冒頭に際しまして、コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、豪雨災害で被災されました方々にお見舞いを申し上げます。 それでは、通告に従いまして、ICTを活用した子育て支援の充実と、住民窓口サービスの充実について質問いたします。 初めに、ICTを活用した子育て支援の充実について質問をいたします。 筑前町では、平成29年度で219人、平成30年度で222人と、毎年増加傾向で母子健康手帳の交付がっております。第2次筑前町総合計画における切れ目のない子育て支援に向けた施策の方針の中で、「妊娠・出産・子育てに関する支援体制の充実を図ります」とあり、その施策の取り組みとして、「妊娠・出産・子育ての各ステージに応じた支援情報の提供」とあります。 まず最初に、どのような支援情報を現在提供されているのでしょうか。お伺いいたします。
議長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 町では、妊娠期からの切れ目のない支援を行います、妊娠・出産・子育て相談センターを平成30年9月に開設し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、個別性に応じたきめ細かな支援を行い、安心して妊娠期や子育て期を過ごすことができるような支援や、虐待の予防や早期発見に努めております。 妊娠届の際は、妊娠された方全員と会う機会であり、支援のスタートとなるため、保健師が面談を行い、主に妊娠中や出産前後に利用できる母子保健や、子育て支援のサービスを記載したサービスプランを説明しております。また、子育て期のサービスプランは、乳児家庭全戸訪問などに助産師または保健師が説明をしています。 サービスプランの内容としましては、数多くありますけれども、パパママ教室、育児相談、乳幼児健診などの母子保健事業や、子育て支援センターやこども未来センターなどの相談窓口、妊娠中から子育て期に必要な手続などを記載していますが、必要なサービスの選定や利用について、支援が必要な場合には関係部署につなぐなどして、その家庭にとって必要な支援が行えるようにも努めております。 妊娠届出や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診などの母子保健事業の際には、保健師や助産師が面談を行い、母親や子どもだけでなく、兄弟姉や父親などの健康状態や困り事がないかも聞き取りを行い、その家庭にとって必要な支援が行えるような状況を努めております。 以上でございます。
議長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 続きまして、こども課より、子育て支援センターで行われております、あいあい・たんぽぽでの情報についてお伝えしたいと思います。 子育て支援センターでは、主な利用者は就学前の子どもさんが多いですので、その保護者に対しまして、子育て不安を少しでも軽減していただくよう、子育て期の情報を保育士が提供しております。 内容といたしましては、例えば、保育所、それから幼稚園、一時預かりなどの情報のことや、制度のこと、健康課で行われております乳幼児健診やすこやか相談、

	予防接種についてのお問合せもあります。また、町外から引っ越してこられた方は、町内外の近隣の医療機関、それからいろいろ施設について、例えば子どもさん連れで行ける美容院だったり、公園や店舗のお問合せもあります。また、支援センター独自の広場の開設情報や、その月のイベント情報、ファミサポ講習会情報、それから季節で子どもと遊ぶときの遊び方や、季節の病気やその対応など気をつけることなども情報提供をしております、多岐にわたる子育ての情報になっております。 以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	乳幼児、また、未就学児の方たちに対しまして、いろんな情報を発信していただいているとありがたく思っております。先ほどの答弁でもありましたけれども、この妊産婦のときには、安心安全な出産のためにパパママ教室が実施されたり、また、出産後では、体調や育児の不安がある場合には、必要な支援として産後ケア事業もあります。生後4か月頃までに助産師等が家庭訪問をする、先ほどもありましたけれども、乳児家庭全戸訪問と、4か月・10か月・1歳半、また3歳児までに行う乳幼児健診は、本当に関係課のみなさんの努力によりまして、未訪問者、未受診者については、電話や乳幼児健診、訪問等で状況を把握されているようであります。 そこで、生後2か月から始まる定期予防接種ですが、2012年度以降、予防接種法が改正され、予防接種の種類が増加し、接種間隔の管理が煩雑になったとの声も聞きます。町が発行している予防接種についてのパンフレットを見ても分かりますが、これが町が発行してあります予防接種のパンフレットであります。 ワクチン接種は十数種類、接種回数が三十数回と、医療機関に行く機会が増えてきます。医療機関の休診日や、また、保護者の都合などを考慮して、このワクチンごとに定められた接種間隔を守りながらスケジュールを立てることが保護者の負担になっていて、実際に保護者の方々から本当に頭を悩ませている声を聞いております。実際、私も三十数年前の母子手帳を昨日も見たんですけれども、本当に次は何の予防接種をしないといけないか、次は何かというように、そのときの悩んでいた時期を思い出しました。 そこで確認ですが、乳幼児における定期予防接種の案内方法はどのようにされておりますか。お尋ねいたします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 議員が言っておりますように、定期予防接種につきましては、生後2か月から始まりますので、その前に毎月対象者には文書による通知、冊子、パンフレット、医療機関等にも置いておりますけれども、事前に記入できるよう予診票も送付し、接種勧奨をしております。また、町のホームページ、町広報紙等でも周知啓発を行い、相談業務、赤ちゃん訪問業務、乳幼児健診などには接種確認等も行いまして、対象者の接種漏れがないようにも努めております。 また、新型コロナウイルス感染症に伴います定期予防接種の実施についても、ワクチンで防げる感染の発生及び蔓延を予防するためにも、非常に重要なことであることから、定期接種を控えない情報発信や指導にも努めているような状況です。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	この予防接種については、年間6,000件ぐらいの接種間隔の間違ひがあることが、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会から報告されております。現在、猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症ですが、妊産婦や乳幼児に対して、先ほども言われてありましたけれども、この注意喚起はどのようにされ

	ているのか。また、乳幼児健診等の行事の延期や周知方法などについてもお答えをお願いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 いまだ収束が見えない新型コロナウイルスですが、注意喚起につきましては基本的事項でございます3密の回避、こまめな手洗い、消毒、マスク着用、2歳未満のマスク不要など、新しい生活様式の実践をはじめ、受診を迷う症状がある場合についての説明や相談先等の案内などを行っております。また、近々では熱中症対策についても注意喚起を行っているところでもございます。 新型コロナウイルスへの注意喚起方法につきましては、母子健康手帳交付時に、日頃の感染予防をはじめとした対策チラシを配布、そして説明をはじめ、対策チラシなどの同封を、国からの妊婦用マスク配布時、集団から個別への検診案内通知、検診延期通知時にも行い、訪問業務、乳幼児健診時には、直接、感染症対策指導を行い、町ホームページでも感染に対する注意喚起・啓発を行っているところでもございます。 乳幼児健診等の行事の延期や周知方法につきましては、乳幼児健診につきましては、4か月及び10か月健診は、当面、集団健診から個別健診に変更しております。1歳6か月及び3歳児健診は延期を行いましたので、ともに対象者に変更通知で周知しております。併せて、その他の行事につきましても、町ホームページ、町広報紙、防災行政無線、対象者に電話などを行い、周知もしているところでございます。この対象者への電話のときには、母子の健康状態や相談事につきましても、確認・把握し、対応することも行い、きめ細かな対応も同時に行っているようなところでございます。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	それでは、子育て支援センターについてですけれども、子育て支援センターで行う子育て支援に関する案内方法はどうかされておりますか。また、この支援センターで行っていますイベント等の中止のお知らせはどのようにされておりますでしょうか。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 子育て支援センターあいあい・たんぽぽ両方で、センター主催で行われていますイベント等の周知の方法ですが、主には広報とそれから町のホームページがでございます。それと月刊誌でチラシですが、「すくすく」というのがございます。広報では、こちらにございますが、広報の一番後ろの表紙を1枚めくったところのページに、1ページ、子育て支援の子ども広場というページを作っております。また、「すくすく」という月刊のチラシは、こちら両面刷りになっておりますけれども、こういったチラシを町内の公共施設や図書館、町内の医療機関等にも置いております。 また、年間の子育て支援プログラム、センターで行います事業につきましては、この三つ折りですが、こういったチラシを先ほどの公共施設、図書館、町内の医療機関等にも配置しておるところです。 内容は先ほども申し上げましたが、いろいろセンターで行っているイベント情報や講習会情報、それから季節の情報などを掲載しております。 そして、このチラシの中ですが、今イベントは中止しておりますが、広報のこちらにQRコードをつけております。これによってイベントの予約ができるよ

	うになっております。また、年間のこちらのチラシについても、各行事、イベントごとにQRコードをつけておりまして、それぞれで予約が取れるようなことになっております。電子情報の活用では、ホームページ、それからQRコードを活用しております。 イベントの中止の場合なんですけれども、現在コロナのためイベントを中止しておりますけれども、急な連絡の場合には、防災無線やホームページの子育て支援でお知らせをしております。また、予約を取ってのイベントの実施のときには、電話番号を予約時に確認しておりましたので、個別に電話をして中止連絡を行っております。 ホームページの掲載内容になりますけれども、「支援センターからのお知らせ」という言葉のところをクリックしていただきますと、センターのイベント日程や内容など、また変更内容が見れることになっております。また、支援センターあいあい・たんぽぽという表示もございまして、そちらでは両センターへの地図や問合せ先、広場の写真などを掲載しております。また、先ほどの「すくすく」、こちらのチラシもホームページにPDFでこのまま掲載しておりますけれども、これも随時変更になった情報をホームページに掲載しておる状況です。 以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	今回、コロナウイルスに関しまして、子育て支援センターの方でも、子どもたちが使われる道具・おもちゃなどを、毎回消毒を一個一個、保育士さんが消毒をしながらやっているということをお聞きしております。 厚生労働省が発表いたしました2019年の人口動態統計の年間推計では、この出生数は1899年に統計を開始して以来、90万人を下回って、晩婚化、また、晩産化、核家族化など、子育て環境が大きく変化していることから、国では家庭や子どもに寄り添った総合的な子育て支援を推進するため、子ども・子育て支援新制度をスタートさせており、経済的な負担や不安、孤独感を和らげる地域社会のあり方が重要視されています。 こうした社会背景を受け、子育てしやすいまちづくりの支援策として、デジタルに慣れ親しんだ子育て世代において、ICTを活用した電子母子健康手帳アプリによる支援が期待されております。このアプリは、地方自治体が交付する母子健康手帳の記録をデジタル保存し、妊娠・出産・子育てに関する情報を最適なタイミングで配信するなど、自治体、医療機関とも一緒に地域全体での子育て支援が可能になると思います。 総務省が行った通信利用動向調査によりますと、スマートフォンやパソコン、タブレット端末などによるインターネット利用者の割合が全体の9割に迫り、特に子育て世代においては、100%に近い方々が利用されております。インターネット利用者はテレビ視聴者を上回り、インターネット利用機器としてスマートフォン利用が最も多く、コミュニケーションの主流はSNSアプリへ変わり、プライベートではパソコンを使わず、スマートフォンやタブレットで十分なため、自治体が発行している広報誌や郵便物は見ないというような情報手段の変化があります。 そこで、この電子母子健康手帳アプリについて、若干紹介をいたします。 一つは、生まれる子ども、家族と行政との新たな接点づくりとなります。今後、子育て家庭を取り巻く環境が変化し、多様化する課題に様々な行政支援をしていく際、普及したアプリを活用することで、いち早く手厚い支援が行えると思います。 二つ目は、電子母子健康手帳アプリの普及状況に合わせて、必要な紙媒体の取捨選択を行い、情報配信方法を紙媒体からアプリに切り替えれば、コスト削減にもつ

	なおります。 三つ目として、電子母子健康手帳アプリは、紙の母子手帳と並行して利用するサービスであります。自治体が発信した情報が住民の手元に届きやすくなり、地域の新たなコミュニケーションの機会を増やすことにつながると思います。 四つ目としては、ICTを活用した子育て支援策として、妊娠中から出産、子育てまで全てのライフステージに合わせて、切れ目のない自治体によるサポートが実現できると思います。 先ほどの答弁で、行事の延期や中止の連絡方法として、町のホームページ、また、広報誌、防災無線や、そういう対象者に対しまして電話連絡などされているようですが、この電子母子健康手帳アプリを活用することによって、予防接種率の向上や接種事故の減少を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための影響によりまして、子育て支援制度の利用機会が減少するなど、自治体と子育て世代を取り巻く環境が大きく変化する中、乳幼児健診やイベント事業の中止など、大切な情報を素早く届けることが可能になります。また、対面での対応が難しい場合でも、自治体による子育て支援をオンラインで届けることで安心して子育てができる手助けとなります。 令和元年6月に閣議決定された成長戦略実行計画において、民間アプリ会社と連携して、子育て手続をデジタル化し、子育て世代の負担軽減を実現するため、予防接種など妊娠から就学前までの子育て関連手続をボタン一つで申請できるサービスを2023年度からの全国展開を目指すこととされ、現在子育て手続のノンストップ化に向けた具体的な検討が行われております。すでに全国でも約500近くの自治体で、この電子母子健康手帳アプリの導入が進められております。 筑前町においても、第2次筑前町総合計画における政策推進のために、ICTなどの先進技術を町の課題解決やより豊かで安心安全な暮らしの維持のため、大いに活用していきたいとあります。 子育て世代の方々は移住する先を選択するに当たり、子どもを産み育てやすい環境づくりのための行政サービスがあるかどうかを選択するポイントの一つとされていると思います。電子母子健康手帳アプリを活用して、子育て支援のさらなる充実を図ることは、町が示した総合計画目標達成に向けた一つの施策につながりますが、この電子母子健康手帳アプリの活用につきまして、町長のご所見をお伺いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	町長にということですがございますけれども、県内状況、考え方なども含めて担当課のほうから、まずお答えいただきさせていただきたいと思っております。 母子健康手帳は、母子保健法の定めにより、妊娠届をした妊婦に対し、その内容は厚労省令に定められ、時代に合わせ改正がされており、妊娠期からの自己管理、出産後は出生を証明するものとなり、子どもの成長を確認する大事なツールの一つとなっているものです。 そこに社会背景での子育て環境の大きな変化があり、デジタルに慣れ親しんだ子育て世代において、日々の子育てをICTを活用して効率化、負担軽減する様々な子育て支援サービスの利用が進展している一つとして、近年、電子母子健康手帳を導入活用されているということは議員ご発言のとおりでございます。 この電子母子健康手帳の県内導入状況につきましては、近隣市町村では現状導入されておりませんが、県内8市町が導入済み、3市町が今年度導入で進めており、県内11の市町で取り組みが行われ、議員が言われてありますように、県内でも増加している状況ですが、導入後の登録率の向上が課題とも聞いております。

	I C Tを活用した子育て支援サービスのアプリは5つほどございまして、母子健康手帳としては2つほどアプリがございます。それぞれに特徴があると確認はしておりますが、概略的には議員ご発言のとおり、紙の母子健康手帳と並行して利用するものとなっております。 議員が言われてありますように、成長戦略実行計画において、子育てノンストップサービスとして手続きに係る負担軽減や利便性向上を図るために、予防接種や児童手当など、妊娠から就学前までの子育て関連手続きを申請できるサービスにつき、2020年度から一部の地方公共団体において開始し、2023年度からの全国展開を目指すとしております。また、子育て手続きのノンストップ化に向けた具体的な検討が行われ、令和2年3月31日に実現に向けたロードマップも策定されております。この中で民間の子育てアプリと連携して、紙の手続きをデジタル化、子育て世帯の事務負担を軽減するとともに、自治体等の業務を効率化ということが示されております。このことから、現時点では担当課としては即導入とは考えておりませんが、社会背景の変化、国の推進策、利便性等を踏まえ、2023年度からの全国展開に向けた導入検討は行わなければならないと考えております。 また、議員が言われますように、町の総合計画の中でI C T活用を位置づけているということからも、マイナンバーカードを活用した情報サービスの提供などの関連整備を含め、課題、効果、環境整備などを整理し、さらなる国・県の動向を踏まえ、本町に最も適した行政サービスの向上となる電子化に向けた取り組みを関係部署との連携の下、さらに研究・検討していきたいと考えております。なお、電子化に向けた行政サービスの向上検討に努めるとともに、妊娠・出産・子育て相談センターにて、必要な情報発信をはじめ、対面による母子健康手帳の交付、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援としての保健師等が母子の健康状態などを観察、確認する直接の関わりを重要と捉えており、寄り添ったきめ細かな対応も継続して行っていきたいと考えております。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	石橋議員
石橋議員	最終的には、1対1の訪問が大事だと思いますけれども、今課長が言われましたとおり、2023年に向けて努力をしていっていただきたいと思います。 子育て世代の若い人たちは、身近で気軽に情報を見ることができる、このスマートフォン等によるSNSの利用という日常の生活形態が定着化しておりますので、今の時代に合ったI C Tを活用した予防接種や子育て支援に関する情報をぜひ提供していただきたいと思います。 続きまして、住民窓口サービスの充実といたしまして、「おくやみコーナー」の設置について伺います。 筑前町では、平成30年に325人、令和元年に331人と、毎年約330人前後の方がお亡くなりになられております。身近な方が亡くなると役場での各種手続きが必要になってきます。筑前町では死亡時における遺族の方の手続き事務の流れはどのようなになっているのか、伺います。
議 長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 筑前町の住民の方が亡くなられた場合、役場でするお手続きはいろいろあります。例えば住民課であれば、必要に応じまして世帯主の変更や、マイナンバーカード、住基カード、印鑑登録証の返還などとなります。そのほかにも健康保険や介護保険、各種手当や税関係など、どなたが亡くなられたかで必要な手続きは違ってきますし、それぞれ各担当課での対応となっております。

	住民課では住民の方の死亡届が出された場合、住民基本台帳に記載されている事項についての手続きをあらかじめ担当課に確認し、ご遺族が来庁されたときには、本庁支所とともに住民課の窓口で手続きを行っていただいております。また、死亡に関する手続きについて、各課から出された資料をまとめたものをお渡しし、手続きの確認をお願いしております。農地の相続や教育関係、福祉サービスなどの手続きにつきましては、ご遺族から担当課に相談をされ、担当課にて対応いただいているものと思います。
議 長	石橋議員
石橋議員	遺族の方は大事な方を失った悲しみの中で、死亡や相続に関する手続きを進めなければなりません。我が家も平成30年に主人の父が亡くなり、後期高齢者医療保険や国民年金の手続きなどを行うため、何も分からないまま住民課窓口に行ったところ、隣の健康課にすぐにつないでいただき、あちらこちらと行くことなく無事に手続きを終えることができました。 父の場合は簡単な手続きだけでしたが、場合によっては複数の部署にわたって手続きが必要になることもあります。生涯で何回も繰り返し発生するものではないので、場合によっては慣れない手続きでの漏れや書類の不備などで、何度も役場に足を運ぶ負担が生じることもあります。 大分県の別府市では、市役所内に死亡に特化した窓口、「おくやみコーナー」を運営されております。専任職員が個人に応じた関係課の選別、届出書の一括作成補助を行い、遺族の煩雑な死亡手続きの負担軽減を図られています。届出情報と作成された届出書は、関係課と共有する仕組みになっております。我が町でもこのワンストップ窓口となる「おくやみコーナー」のようなものを設置されてはいかがでしょうか。
議 長	住民課長
住民課長	住民課で分かる範囲でのお答えとなります。 住民の方の死亡届が出された場合、まず死亡後の手続きに必要なものをまとめた綴りをご遺族の方に渡していただきまして、住民課窓口にお越しいただくようご案内をしております。実際にご遺族が来庁されたときには、可能な限り住民課の窓口で手続きできるよう関係課職員が交代で対応しております。ただし、各課でどのような手続きがあるのかを住民課が全て把握しているわけではございませんので、ご遺族は窓口が分からないこともあるでしょうし、手続きの漏れや再度来庁いただく必要があることもあるという現状ではないかと思っております。 死亡の手続きに特化した窓口があれば、ご遺族の方には書類作成などの面でも大きな負担軽減になると思います。ただ、そのためには手続きの集約や届出様式の見直し、人員配置などが必要だと考えられます。今後、導入を検討するとしても、関係課職員代表から成るプロジェクトチームなどで研究・検討を要するのではないかと思います。
議 長	石橋議員
石橋議員	別府市の例といたしまして、この「おくやみコーナー」を設置された経緯についてお話をいたしますと、市長直轄の行政改革プロジェクトチームが編成され、その中で市民サービスのために何をすべきかを考えて話し合いが行われたそうです。その中で職員の発案によって「おくやみコーナー」が設けられたそうで、当然のことながら、死亡に関する手続きは他部署や他機関にまかされますが、プロジェクトは従来の枠にとらわれない、庁内横断の組織で編成されていますので、いろんな課題を解決することができたそうです。このように、職員の方たちのその地で暮らす人々のために行政として何ができるかという熱い思いによって生まれたようです。筑前

	町の職員の方々も町民のために何ができるか、熱い思いを持って日々仕事をされていると思います。 職員の皆様は、日々の業務に加え、新型コロナウイルス感染症対策や災害対策などの業務に追われ、大変だとは思いますが、ぜひとも課の縛りが無い、組織横断的なプロジェクトをつくって検討していただくようお願いいたします。 次に移りますが、「おくやみハンドブック」の作成についてです。 お手元に配付させていただいておりますが、筑前町では、この「ご遺族の方へ」というA4サイズ4枚綴りのしおりが配布されます。役場窓口へお持ちいただくもの、その他の手続などの項目が書かれております。もう一冊のほうはインターネットで公開されております、令和2年度3月に古賀市が作成された「おくやみハンドブック」です。両方を見比べても分かると思うんですが、一目瞭然だと思えますが、この死亡の手続きとして一般的なものではなく、この住民課での世帯主変更や年金の資格喪失などの手続き、死亡者の状況によって、税金関係の手続きをはじめ、介護や障がい、子育て、町営住宅、農地、森林、水道など、多くの部署での手続きが必要になります。このハンドブックがあれば、この手続きはどこに何を持って手続きすればよいかわかります。 この古賀市のハンドブックの10ページを見ていただきたいと思います。ここには市役所以外での主な手続一覧という項目になっておりますけれども、免許証の返還や相続税、また、不動産登記名義人変更など、多種多様な手続きが必要となっておりますが、古賀市のハンドブックでは、この手続きが必要でどこに行けば良いのかも分かります。町だけの手続きに限らず、手続きをされる方の立場に立った心配りが大事だと思います。最後に町長のご所見をお伺いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 同時に拝見いたしました。議員が言われますように、古賀市の場合、かなりうちのよりも進んでおります。ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。 全国の自治体等でこのような取り組みが広がっていることは存じております。死亡後の手続きは非常に失意の中で大変だろうと思えますし、利用者の立場に立って行政が進めなければならないとそうように考えます。 したがって、今提案がございました古賀市等のハンドブックの作成、このとおりできるかどうか分かりませんが、ぜひこういった方向で検討していきたい、横断的な修正をやっていきたいとそうように考えます。 また、併せまして、コーナーの件、170人の職員の中で可能かどうか様々にございますけれども、そういった検討委員会の検討も十分させていただいて、住民の方々にできるだけ簡素な手続きで済むように、分かりやすい手続きで済むように努力したいと思います。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	町長のほうからも、ぜひ新たなハンドブックを作るということでいただきましたので、よろしくお願いいたします。 筑前町においても高齢化社会が進む中で、この死亡の手続きというのは、来庁される方は増えてくると思います。悲しみに打ちひしがれた遺族の方々の負担軽減を図るためにも、町民に寄り添う行政サービスとして「おくやみコーナー」の設置、また、この「おくやみハンドブック」の作成にぜひ取り組んでいただくようお願いいたします。 最後に、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を願いまして、私の質問を終わ

	らせていただきます。
議 長	これで、4番 石橋里美議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 2時30分より再開します。 (14:21)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:30)
議 長	8番 山本一洋議員
山本議員	通告に従いまして、農業政策の振興、学校教育及びスポーツの振興について、2点についてお尋ねをいたします。 まず最初に、農業政策の振興についてでありますけれども、平成27年6月議会、平成29年6月議会、平成30年の9月議会の中で一般質問を行い、本町の基幹産業である農業の振興策について、また、農業従事者の高齢化に伴う今後の農業の在り方、目指す方向など、執行部の考え方についてお尋ねをしてきたところでございます。 地域の人の声は、「あと何年、農業しきるやろか」、「あと2、3年、頑張りきるやろか」、また、「どうなるか分からんな」、また、「もうこれ以上、耕作面積を増やして農業しきらんばい」というような、そんな声が聞かれ、農家の高齢化が進み、また、災害や長雨などによる作物の被害によって、ため息しか聞こえてこないのが現状でございます。 そこで、高齢化や担い手の実情と、この問題解決のために、町としてどのような具体的な対応、対策は取られているのかについてお尋ねをしてみたいので、よろしく願いいたします。 まず最初に、現状の把握としてお尋ねをいたします。 平成30年第3回議会の折に回答いただきました本町の農業従事者の年齢は58.4歳でありました。現在はどのような年齢構成になっているのかをまずお尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 平成30年9月の一般質問において、議員より農業従事者の平均年齢の質問があり、2015年の農林業センサスにより、筑前町においては58.4歳と回答しているところです。 また、農林業センサスの最新の数値につきましては、今年2020年の調査速報がこの年末くらいに出るのではないかと聞き及んでいるところでございます。 以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	2020年、年末にしか分からないというようなことのようにですが、私、農林水産省の調査の部分を取りましたら、ここに平成31年のやつが出ていましたが、平均年齢66.8歳というようなことで出ていました。これは調べてもらえば分かると思いますが、農林水産省の資料です。 前回、平成30年の第3回の議会で、これは2015年のセンサスの58.4歳でありましたけれども、5年たって、全国的には66.8歳だというようなことでございます。この5年間で66.8歳、全国的なもので、私はもっと上ではないか、70を超えているのではないかというふうに思っています。そうした場合に、5年間で

	12歳ほども上昇しているという現状でございます。 そこで次に移りますが、町内で山間地域と平坦な地域との差、農業従事者の年齢の差が、もしかすると分かるかと思いますが、その差が分かりますならば教えていただきたいというふうに思います。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 以前は農業委員会選挙人名簿を毎年調整いたしまして、年齢の把握ができておりましたが、農業委員会法の改正に伴い、公選法が廃止をされ、現在は把握ができていない状況でございます。 以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	把握ができていないというようなことのようにですが、ある程度の把握、年齢構成など、大体何歳なのかというような把握ができていないということはどうかというふうに私は思います。そうしないと、先ほど申しましたが、センサスでは58.4歳で出ていますけども、70を過ぎているのではないかと。そうした場合にやっぱり農業のやり方そのものも考えていかなければいけないのではないかとというふうに思います。政策を考えていかなければいけないのではないかとというふうに思っています。 そこで、町内の国道よりも北の地域の実例を少し紹介したいと思います。 耕作面積が44ヘクタールありまして、土地利用型農業で米・麦・大豆が主体で、集落営農組織の構成員が16名おられます。構成員の平均年齢が70歳でございます。その中には83歳の方もおられます。構成員の中にはですね。そういう現状のところもあります。 先ほど申し上げましたが、地域の方からは本当に厳しい声が聞こえてきており、法面が広い土地や排水対策が取られていないところなどは、もう作り手がない。それから、耕作放棄地になり急速に荒廃していくのではないかと心配されています。このような地域の農業を今後どのように守り育てようとするのかをお尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 本町の営農形態は、米・麦・大豆の土地利用型がまだまだ主体でございますが、米・麦・大豆だけで収益を残していくというふうになりますと、ある程度の経営面積が必要になってまいります。 昨年、町のほうでは新規就農者10人の方の資金面で国の補助金を使い、支援を行いました。経営品目の内訳を見ますと、酪農の2人を除けば、あとは全て高収益型の園芸品目となっております。農業を生業として自ら選び、収入を確保するためには何を作ればいいのかというのをそれぞれ自分たちで真剣に考えられての選択でございます。選ばれた品目といいますのが、現在のこの農業情勢を表しているのではないかと考えております。 町としましても、一つは高齢者の方々でも取り組みやすい直売所を通じた野菜販売、あるいは生産物に高付加価値をつけて販売するための6次化産業の取り組みを進めております。農産物加工セミナーの開催、6次化産業事業への補助金などの取り組みを行ってきているところでございます。 それから、町では昨年、人・農地プランを作成しまして公表しております。これはそれぞれの地域で、将来の地域の農業を話し合い、将来の地域農業の中心経営体や地域における農業の将来のあり方などを明確化したものでございます。この実質

	化したプランに沿って、地域農業の推進に向けて支援をしていきたいと考えております。 以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	回答としては、園芸品目、それから6次化、それから人・農地プランなどというような形での取り組みがなされていることは承知をしておりますけれども、ぜひとも現状を踏まえてのいろんなプランを考えていただきたいというのが切なる願いでございます。そして、また、農業を続けていくためには、大型機械の導入が欠かせません。その大型機械の導入補助事業の話もあるようでございますけれども、地域としては補助事業による機械の購入はしたいのだけれども、高齢化で、例えば離農する構成員が出てきた場合、多額な負担金増額になるというような問題を考慮して、いま一步、前に踏み出せない状況もあるようでございます。このような場合、機械導入について何か支援策がないのかというようなことでお尋ねをしたいと思っております。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 地域ぐるみで農地を守る集落営農組織は、地域の農業経営体を維持していくためにも、その重要性は高く、組織の支援を続けていく必要があると考えます。集落営農をめぐる福岡県の動きとして、今年、一つの補助事業の要件が緩和をされております。水田農業担い手機械導入支援事業という事業で、それこそ大型機械、その導入について支援をしていく事業でございます。従来、昨年までは、認定農家もしくは法人化という採択基準があったわけでございますが、今年、通常の集落営農組織で構わないとの緩和措置がっております。早速、町内の集落営農組織へも通知を差し上げてお知らせをしたところですが、門戸が広がったということでは歓迎すべきことと思っております。 それと農業を魅力ある産業とするためには、やはり突き詰めれば収入、収益の確保が重要になってくると思っております。先ほどの新規就農者の話にもつながってきますが、収入を確保するためには何を作ればいいのか、集落営農で米・麦・大豆を作っておりますが、例えば、それ以外にも園芸作物に取り組みめないか、あるいは6次化に取り組みめないか、そのためのセミナーや補助事業による支援を町では現在行っております。これからも引き続き、研究を進めてまいるところでございます。いずれにしろ、これからは地域の農業経営体を維持していくためにも、組織の重要性は高く、組織の支援を今後も続けていく必要があると考えております。 以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	ぜひとも情報の提供をしていただきながら、これはお願いになりますが、ぜひとも地域に出向いて、そして、後からも述べますけれども、やっぱり膝を交えての本当に積極的な意見交換をお願いしたいというふうに思います。 次に、令和2年の5月の臨時会で、コロナウイルス感染症対策臨時交付金として特産品活用支援事業、山間地域でのラッキョウを特産品にしようという取り組みがありました。その進捗状況についてお尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 今年、国の地方創生事業で補正予算を組み、役場職員、それからJA、普及センターの協力をいただきながら、しっかり地域に入って今、取り組んでおる最中でございます。櫛木区、三箇山区の集落はもともと農業を生業としてきた集落でござい

	ますが、近年農業が衰退し、未作付の農地が増えてきている状況です。そこで以前から定評があったラッキョウを特産品として地域振興の支援をしていこうという取り組みでございますが、6月から現在までの約3か月の状況を説明いたします。 まず、6月9日に地元農家の意向を確認した上で説明会を実施いたしました。ラッキョウの作付面積の拡大、任意団体の結成、農作業の機械化、後継農家の育成、有害鳥獣対策など方針の協議を行い、決定がされたところです。 その後、面積を取りまとめ、種子を発注、移植機械等も購入して、移植機を使ってラッキョウの植付けが完了しております。ラッキョウの作付面積は約117アール、一町一反七畝、117アールと昨年から65アール増えております。 また、耕作の未作付地が約2ヘクタール解消しております。それから、ラッキョウ以外の野菜作付にも広がりを見せ、地域が活性化を見せ始め、来年はさらに良い数字が並ぶのではないかと期待をしております。 また、この機会に2人の若手農家もこの地に参入をしております。新風を引き込んでおるところです。それから、夜須高原で作った自分たちの産物をブランド化していこうと、自分たちで考えた名称を産物にパッケージを添付し、販売促進につなげていこうという動きが出ております。 そして、大きな課題の有害鳥獣対策では、新たに識別テープで囲むなど、有効な手立ての実証実験にも取り組んでおります。イノシシに効果が上がっているというふうに聞いておりますが、まだ分かりません。効果がはっきり実証されれば、広報して広げていきたいと考えておるところです。 以上が現在までの取り組み状況です。以降、ラッキョウについては、来年6月の収穫を目指して、除草や土入れ、管理作業が行われて、またまた有害鳥獣との戦いも続いていくというような状況です。 山間地域は農地が狭くて形状も整っていないので、農作業に非常に手間がかかります。傾斜地が多く草刈りも大変ですし、有害鳥獣の被害も比べものにならないくらい受けやすいなど、平地に比べて営農条件では、かなり不利な点が確かにございます。しかし、反対にですね、逆に平地にはない魅力的な価値を有しております。生産される産物は商品価値の高いものが多いのがその特徴です。昼夜の温度差のある気候を利用して栽培する野菜、清らかで冷たい水を使って栽培する米、非常においしいです。また、収穫、出荷の時期も平地とずれますので、さらにそこで商品価値を高めることができます。手間はかかるけど可能性がある。これは参入した若手農家の正直な思いでございます。大きな可能性を秘めた、この地域の農業について、地域振興につながるように、これからもしっかりサポートしていきたいと考えます。 以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	可能性があり、大変効果が上がっているようにお伺いをいたしました。 私はネットで調べても、栽培が簡単で、何か痩せ地でも十分に育つということも書いてありました。このような省力化・効率化で収入が安定するような取り組みが今後の高齢化対策としても非常に大事ではないかと思うので、ぜひとも前に進めていただきたいというふうに思いますし、今後、この取り組み、仕組みづくりが本町の山間地域にも広がっていけばいいなというふうに思っていますが、そのところをどういうふうにお考えかお尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 先ほども申し上げましたが、山間地域は平地に比べて営農条件で不利な状況が確かにございます。しかし、平地にはないポテンシャルを持っています。特色ある地

	域資源を生かしながら、所得の向上につなげていく、平地のように量で勝負するのではなく、質の高いオンリーワンを目指していくということで、地域資源を生かせるような研究、取り組み、対策を進めて、一つのモデルとして広げていけたらと考えております。 以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	ぜひともモデルづくり、点をつくっていただいて、そして、線にさせていただきたいというふうに思います。 次に、集落営農組織と法人化の今後のあり方についてお尋ねをいたします。 このことについても以前から質問をいたしておりましたが、平成30年第3回一般質問の回答では、地域ぐるみで農地を守る集落営農組織の重要性は高まっており、今後とも組織の支援をしていくと答えられ、法人化についても協議の団体があるとの回答がありました。その後、どのような取り組みがされたのかお尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 先ほど集落営農をめぐる福岡県の動きとして、今年、一つの補助事業の要件が緩和されたことを申し上げました。認定農家もしくは法人化という採択基準が緩和され、通常の集落営農組織で構わないとの変更がなされております。門戸が広がったということでは歓迎すべきではありますが、法人化のメリットとして見た場合、人材確保、事業継承のしやすさとともに、補助事業の採択要件というのが今までございました。それがなくなるということで、まだ県の一つの事業だけではございますが、この辺りが今後どうなるのか、広がりを見せるのか、その辺り、注視をしていく必要があるかと思えます。 町の集落営農については、現在、一つの組織が法人設立されていることについてはご存じのとおりです。町としましては、モデル組織として関係団体とともに側面支援を行っているところでございますが、現状としましては、まだまだ任意団体の域を超えていない状況です。 その一つの原因としては、複合経営に取り組まれていないこと、園芸農家などが加入されてなく、依然として米・麦・大豆の土地利用型農業のままであることが原因の一つと考えています。なお、法人化に向けた支援については、普及センター等の関係機関と連携し、引き続き支援を行うところでございます。 以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	支援という言葉が非常に多く出てくるんですが、支援という言葉を手短かに言えばいいんですが、そのやり方がいろいろあるかと思えます。ぜひとも今後もよろしくお願いをしたいと思います。本町の基幹産業としての農業を取り巻く情勢としては大変厳しい問題も多いと思いますが、今こそ集落の将来像を描いていただき、実践をするためにも、従来どおりの支援ではなく、新しい集落営農組織や法人化に向けての絵を描く必要があるのではないのでしょうか。 具体的には、米・麦・大豆プラス作物の導入、今おっしゃいましたようなこともあります。そして収入増につながる提案をしていただく。そしてまた、集落営農組織の合併というようなことも考えられないかというふうなことも思います。 そういったことで、集落営農組織と膝を突き合わせての話し合いを真剣に行っていただき、行政として地域に任せるのではなく、積極的な関わりを持って、攻めの姿勢を貫いて仕掛けをしていただきたいというふうに思いますが、担当課としていかにお考えかお尋ねいたします。

議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 集落営農、そして法人化を含めた件につきまして、町、ＪＡ普及センターが連携してこれまで支援をしてきたところでございます。今後についてもそれぞれ各団体で協力をいたしまして、積極的に推進のお伺いをさせていただきたいと考えているところでございます。あわせて、本町には議員もご存じのとおり筑前町水田農業推進協議会という組織がございます。行政やＪＡ、そして担い手農家、集落営農代表者などによって組織をされております。地域の水田農業ビジョンの実現に向けた各種取り組みについて調整する場として、この水田協でも協議が持てればというふうと考えております。 以上でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	分かりました。私の議員になった柱の一つに農業問題がございます。今後もこの問題については質問を続けてまいりたいというふうに思いますので、よろしく取り組みをお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。 学校教育及びスポーツの振興における指導者及び子どもたちの支援について、質問をして参りたいというふうに思います。 まずは、令和２年度の当初予算で、町内中学校における部活動外部指導員の増員に関する予算措置がなされました。現在の状況についてお尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 本町におきまして、昨年度から、福岡県部活動指導員配置事業を活用しまして、両中学校に部活動指導員を配置しております。昨年度は各中学校に１名ずつの配置だったのに対し、今年度は各学校３名ずつに増員し配置いたしました。 配置をしている部活動につきましては、三輪中学校が女子ソフトテニス部、柔道部、女子バレーボール部、夜須中学校は陸上部、男子バスケットボール部、ソフトテニス部という状況でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	それでは、契約の内容、期間や報酬がどのようになっているのか。また、指導者の先生方は大会出場や日々の指導に熱が入り、回数も増え、練習試合など、勤務期間や時間がオーバーしているようなことも聞きます。その場合はどのようになるのかもお尋ねをいたしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 契約の内容としましては、会計年度任用職員として任用しまして、任用期間は今年度につきましては、令和２年６月１日から来年の３月３１日まで、勤務時間については、１日３時間の年４５日、報酬は時給１,６００円というふうになっております。 お尋ねいただいております、この任用期間について足りているとかという部分ですけれども、部活動指導員の任用形態につきましては、今申し上げましたとおり県の配置事業に準じて任用しているところです。限られた時間内での活用となっておりますので、実際のところ、どのような現状にあるのか、実態の把握を行っていく必要があると考えております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	今、教育課長のほうから、現状の実態を今後というようなこともありましたがけれども、実態を把握しないで、いろんな予算措置をすることもどうなのかなというふ

	うなこともと思いますが、実際に指導されている先生方は本当に熱心でございます。そういったことも、ぜひとも見ていただきたいなというふうに思います。 私は以前から学校の先生方の時間外労働や業務量の増加に伴う残業などの問題について質問をいたして参りました。また、今日のコロナ禍における学校での消毒、検温、清掃など、子どもたちの健康を守るための取り組みがなされ、ますます業務が増えたような状況のようでございます。志が高い先生ほど疲れておられるというようなことも聞きます。 私は先生方に本来の仕事である授業に集中できる環境をつくるべきだというふうに考えています。そこで、少しでも先生方の負担軽減のため、部活動については地域の力の活用を進めてほしいと再三、要望してまいりました。 タイムリーでしたけれども、先日の9月2日の西日本新聞の朝刊でございましたけれども、「休日の部活動を地域委託に」という見出しでございました。文科省の方針の記事が載っていました。その中では、「長時間労働が問題になっている」、「教員の負担を軽減するため、来年度からモデル校を設置し、2023年から段階的な導入を目指す」というふうな記事も載っていました。県も運動部活動のあり方の指針を出しながら、積極的な取り組みもされているようでございます。今後も外部指導員の待遇改善を含め、前向きに考えていただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。 令和2年5月の臨時会の中で、スポーツ少年団へ新型コロナウイルス感染症対応交付金事業予算措置がなされましたが、予算措置をする事業説明の際には、町長から、今年度、卒業する子どもたちが貴重な機会を逃してしまった。最終学年の子どもたちは残念だったと思う。今までの大会には参加できなかったが、今までになかったような独自の大会や日常活動の記録をメモリーとして残すなど、特別な事業予算として活用してもらいたいという提案がございました。私も最終学年である子どもたちの練習成果の場ができることはすばらしいことだと思い、賛同いたしました。この事業の実施状況について、まずお尋ねをいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 今年度に入り、スポーツ少年団において、コロナ禍の中、各種大会等が議員がおっしゃられるとおり中止という状況が続いております。そのような状況の中で議員が先ほどおっしゃられた令和2年度の補正予算を計上し、コロナ対策や、記念・思い出に残るような事業費ということで、各団の補助金を倍増しているところでございます。 交流試合、大会等の運営支援につきましては、例年、事業費の2分の1、上限3万円までの補助としておりましたが、事業費の3分の2とし、上限も6万円と増やしている状況でございます。 現在のところ、夜須サッカーから計画の申請が出ている状況でございます。スポーツ少年団をはじめ、各種スポーツ活動の補助や支援につきましては、今後の新生活様式やコロナの状況等を踏まえて検討して参りたいと考えております。 以上でございます。
議 長	山本一洋議員
山本議員	現在、夜須サッカーが1団体、一部が申請をしてあるようで、上限6万円という、予算は200万円でしたけれども、今後はコロナの状況を踏まえ対応していくというようなことなのですが、この事業の趣旨や取り組みについて、各部、どのような周知をされたのかお尋ねいたします。
議 長	生涯学習課長

生涯学習課長	お答えいたします。 200万の予算の計上につきましては、通常の活動事業の補助ということで、部費のほうの補助を倍増しているというところでございます。具体的には各団当たりの9万3,000円、プラス団員数、掛ける5の1,200円、その部分が200万の主たる計上というところでございます。 なお、事業関係とか記念・思い出に残るようなところの各団への周知、また、各団からこういった部分を買っていいか、例えばコロナ対策の中で扇風機を1台買っていいかというような相談を受けております。そういう部分についても、活動しやすい状況を見ながら活用してくださいということで連絡しているところでございます。 以上です。
議 長	山本一洋議員
山本議員	私は最初申し上げましたが、町長の提案に賛同したから、私も承認をしました。今の話によると活動補助をするということのようですが、提案理由とこの実際に使った金が違うんじゃないかと思えますけれども、もう一度、担当課、お願いします。 いいですか。町長の提案として、私、今さっき言いましたけれども、決して活動補助じゃなかったんですよ。思い出の大会をつくりたい、独自の大会をつくりたい、そのための支援をしていくんだと。今の話によると活動補助をするということで、200万円をそれに使うと。受けたときの提案と予算の執行の仕方が違うと思いますが、財政課長、そういうふうな形で予算はいいんですかね。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 あくまで、このコロナ対策の予算は、議員が言われましたように、私が説明したような趣旨で財源配分をしたわけでございます。この分については、その思いの下で事業を徹底させます。よろしくお願いいたします。
議 長	山本一洋議員
山本議員	分かりました。今の町長の話でいいですが、私はこの一般質問通告書のところで書いているのは、もう、まさに、その交流大会とか、そういう町長の思いのものが伝わっているという思いで、どんなふうな大会になるのかなという思いがしておったから、この通告をしたんです。ですから、通告と内容が全然違うと思いますので、今後、予算の支出については、そういうふうな形でぜひともお願いをしたいというふうに思います。 私は、いろいろまた内容についてお話をしたかったんですが、今後ぜひとも思い出に残るような大会を行ってほしいという、そして、そのためには、指導者、そして保護者の思いに耳を傾けていただきながら、最終学年の子どもたちの思いを大切に答えていただきたいと思います。その思いが伝わったかどうか、教育長、再度お尋ねをしたいと思います。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 確かにコロナ禍で子どもたちは今も練習が十分にできないような状況もあるように聞き及んでおりまして、私も指導をする中で、そういったコロナに十分気をつけながら、そして、いまだに大会等もできないような状況が続いておることを身にしみて感じておるところでございます。 今回の予算につきましては、そういった子どもたちのそういう思いを発表する場がなかなかできないというようなこともありますので、コロナがいつまで、どんな

	ふうに行くかはまだ分かりませんが、ある程度、収束していく中では、町長の思いもしっかり受け止めながら、記念に残るような、そういう催しをぜひともつくり上げていくように、各団体をお願いをしていきたい、そして支援をしていきたいと思っております。
議 長	山本一洋議員
山本議員	何か、もう少し聞きたかったんですけども、町長の思いで、もう私はそれで引き下がりますが、最後になりますけれども、今後も、なお一層、町民の声を聞いていただきながら、また寄り添っていただきながら、人が輝くまちづくりを実践していただきたいというふうに思います。 これで私の一般質問を終わります。
議 長	ここで8番 山本一洋議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 3時20分から再開をいたします。 (15:10)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (15:20)
議 長	3番 持山英幸議員
持山議員	通告により質問いたします。 一つ目に、国の小農家、家族農家及び兼業農家の支援策について、質問いたします。 以前、NHKでは、「明るい農村」という番組がありました。その当時は農家も元気でしたが、今では先行き不安な農業になってしまいました。我が筑前町の基幹産業であります農業を担う農家にとっては、非常に厳しい経営状況に追い込まれています。 自民党が設定しました土地改良費1反当たり1万5,000円を、民主党になって個別補償へ回しました。いろんな批判はありましたが、農家にとっては大きな収入源になりました。活気もありました。ところが、また、自民党に戻ってからは、農地の集積や土地改良費へと移行ということで、その1万5,000円が7,500円になり、その後7,500円もカットされました。地区農政連では、いろんな方法で復活の要請活動を行ってきましたが、いまだに実現しません。少子化による後継者不足、それに近年、異常気象による不作で収入は激減しています。こういう状況ではますます農業離れが出てきます。 それで質問いたします。政府は小農家や家族農家及び兼業農家を支援していくと言っていますが、いまだにはっきりしません。それで、どこまで進んでいるのか、また、どのような支援をしていくのかを、町では早期実現のためにどのような要望をされているのかお聞きいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 議員がおっしゃられました民主党から自民党に代わってから、1万5,000円のカットされた補助金といいますのは、今は廃止されている米の直接支払交付金のことではないかと思えます。国のホームページの説明によりますと、米の直接支払交付金の廃止の理由として3点上がっております。 1点目が、高い関税により守られている米に交付金を交付することについて、他産業の従事者や他作物を生産する農業者に納得していただくことが困難なこと。二

	点目が、交付金を受け取ることで、安定的な販路を切り開いて経営を発展させる道を閉ざしてしまっていること。３点目が、農業者の高齢化により進みつつある農地の流動化のペースを遅らせる面があることなどの問題があったとされています。 これにより米の直接支払交付金は廃止になり、その振替拡充といたしまして、これも３点上がっております。一つ目が、水田だけではなく、畑、草地を含めて、農地を維持することに対する多面的支払の創設。二つ目が、主体的な経営判断により、水田フル活用を実現する水田の有効活用対策の充実。３点目がコストダウン、所得向上を図るための構造政策の拡充と謳ってあるところでございます。 議員お尋ねの国の農家支援策について、現在のところですが、新型コロナウイルス対策といたしまして、園芸農家への支援交付金等は今年限定でいくつか打ち出されております。しかしながら、小規模農家等を含めた全農家を対象としての以前のような交付金に類するような補助金については、交付するという話は今のところ把握をしていない状況です。何かまた情報がありましたら、その都度すぐにお伝えしたいと思っております。 以上です。
議 長	持山議員
持山議員	ただいま課長からコロナウイルスによる園芸を重点に調整されておるということでございますが、普通作農家で大麦は、去年、キロ当たり２０円していたのが、今年は１３円と大幅な下落をしております。年末の決算には大方の人が赤字だろうという心配をしております。しっかりした助成を政府に要望してもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 農業の状況、うちの町の状況等は、随時、県を通して国のほうに上げていきたいというふうに考えております。 以上です。
議 長	持山英幸議員
持山議員	その件、よろしくお願いいたします。 次に、集落座談会を通じた、ＪＡ・農家・行政が三位一体となった対応について、お尋ねします。 今の現状では、農業への魅力がなく、また、近年の高温で夏場の農作業は大変であります。これは農家全体の課題でもあります。農地の放棄田を出さないために、みなさま一生懸命です。 三輪地区では春と秋にＪＡと農家による集落座談会が行われています。その時期の農産物の作付状況や今後の手入れや防除などの指導に当たっています。その中で口に出るのは将来のことばかりです。これは、どこの自治体も同じだろうと思います。 今後は行政も加わり、三位一体でこの先の対応をどのようにしていくのか、話し合っていかなければならない時期だと思いますが、考えを。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 三輪地区で行われているＪＡと組合員農家の集落座談会は、ＪＡの主催で開催をされております。 内容は、営農指導や肥料・農薬・種子の注文取りまとめなど、ＪＡの事業、あるいはＪＡの運営について、ＪＡと組合員農家が意見交換を行う場として位置づけられていると伺っております。

	そこへ行政の参加といいますのは、ちょっと、そぐわないのではないかと考えております。おっしゃられる三位一体、行政・ＪＡ・農家、非常に大事なことだろうと思います。その辺りのビジョンの協議につきましては、本町では議員もご存じのとおり、筑前町水田農業推進協議会という組織がございます。行政・ＪＡ・そして担い手農業者・集落営農代表などの農家によって組織をされています。地域の水田農業ビジョンの点検見直し、経営所得安定対策等の推進、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成推進等に資することを目的に業務を進めております。今後もビジョンの実現に向けた各種取り組みについて調整する場として、この水田農業推進協議会を位置づけて協議を行っていきたいと考えております。 以上でございます。
議 長	持山英幸議員
持山議員	例えば、行政というよりも水田農業協議会ということでございますけれども、今の状況では１０年後が心配で、早く対応をしないと農業耕作者も少なくなり、もうそこまで来ています。一日でも早く３者会談が実現して、今後の方向性を見つけていかなければと思っています。どうか検討をよろしくお願いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 まさに農政を語るのは、役所、ＪＡ、それと普及センター等の県の機関であろうかと思えます。その機関でしっかり話を煮詰めて、そして地元農家と対応していく、面会していく、そういった対応が非常に重要だと思っております。 水田農業活性化協議会の会長は私でございまして、その中では主に転作等の条件等の協議に今までは終わっております。私も積極的に普及センターの所長なりと、あるいは農協の組合長なりと議論を進めていく責務を感じているところでもございます。 また、実務機関が非常に極めて重要でございまして、一水会というのがございました。今もありますけれども、やはり実務者レベルで案をたたき上げて出るような、そんな一水会になるように、私のほうからも担当課のほうには指導していきたいと思っております。
議 長	持山議員
持山議員	町長の答弁ありがとうございます。 それでは、３番目の山麓線バイパスの通行止めについてお尋ねいたします。 ７月の豪雨による山麓線バイパスの土砂崩れによる通行止めのために、県道山隈・三箇山線の通行車が多くなり、国道３８６号線の栗田の信号を避けるために、区内の脇道への進入が多くなり、また、朝の通学路にも車が入り込み、非常に危険な状態です。小さな交差点での事故も多発しています。今後も通行止めが長く続くと、農作業への影響も懸念されています。 聞くところによりますと、長いＳ字型片側通行になろうということでございます。地元ではこれから先、脇道に車が入らないよう、全面開通して、安全な道路を取り戻してもらいたいが、県への要望は進んでいるのかお尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 県道７７号線、通称山麓線の災害につきましては、道路管理者が朝倉県土整備事務所になりますので、県にお聞きしたところを含めた回答になりますので、よろしくお願いいたします。 今回の７月豪雨によりまして、新たに法面が地滑りによる大規模崩落があっております。被災箇所も現在、片側通行規制の箇所より約５０メートルほど離れた箇所

	でございます。反対車線の法面部でございます。被災部につきましても、延長が約90メートル、高さも約30メートルと推定されるようでございます。 現在、被災箇所も湧水も発生しておりますし、不安定な状況でございます。さらに今後、降雨の状況により、地滑り、あるいは二次災害の危険性も極めて高いというところで全面通行止めになっております。そのため、車両も迂回を余儀なくされております。現在、確かに通行止めの影響で、国・県道、その周辺道路も以前に比べて交通量もかなり多くなっております。迂回路対策につきましても、区のほうにはご連絡をいたしておりますが、県と町で連携し、看板等を設置し、特に旧道部につきましましては、幅員が狭い上、通学路になっております。そのように人家のある生活道路に迂回の車両が誤侵入しないような看板等も設置して安全対策等の対応をさせていただいたところでございます。 現在、安全対策のため、仮設で大型土嚢の設置をしてあるみたいですが、また、仮設の工法も検討されているとお聞きしております。さらに、現在、安全に開通させることができるかも含めて、地滑りの状態の確認のために、監視のために滑落部に地盤伸縮計というものを設置しております。併せて、万が一発生した場合、危険を知るための警報装置が設置されておられます。現在、仮設矢板で覆っている片側通行の規制の箇所につきましましては、本年度の3月末の完成を目標に復旧工事を進めるということを伺っております。 また、今回、新たな被災箇所につきましても、災害復旧の申請に向け、現在、原因究明と仮設を含めて、設計に伴う土質調査あるいは工法検討をされておられます。今後、国の査定もございしますので、調査結果を基に復旧計画、さらに今の片側規制からはほぼ近い距離で被災をいたしておりますので、そのために新たに反対車線の通行規制も考えられます。区間も長くなる可能性もございしますので、その際は警察協議も必要であるというふうに伺っております。 したがって、そのような調査や関係機関との協議、あるいは査定等の関係もございしますので、一定期間、そういった期間が見込まれますので、県も具体的にいつ頃から通行できるかということにつきましては、なかなか見通しが掴めないというふうな状況のようでございます。 現在、県も大変ご尽力をさせていただいて、早期復旧、開通を目指して、ご努力をされております。町もこの県道77号線につきましましては、重要な幹線道路でもございます。町長の方からも早期に開通していただくよう、県の方、あるいは県議の方に直接お願いをされております。町としても、今後、引き続き、県に、ご尽力をさせていただきまして、一日も早い全線復旧をお願いしたいというふうに考えております。 以上でございます。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 今、建設課長が説明したような状況でございますけれども、かなり、ここは緊急な復旧箇所であるということを、もう少し、しっかりアピールしなくちゃ駄目だというアドバイスも受けましたので、栗原県議、それから中嶋県議共々、現地に来ていただいております。栗原県議共々行ったときには、きちっと県土事務所長等が直接事業の復旧の状況を説明すると、そういった状況でございました。私も本町の県土整備部長、それに知事まで、この話はしております。ぜひとも早急な復旧工事をやっていただきたいと強くお願いしております。 返答といたしましては、優先的な予算配分はやるけれども、どうしても技術的な

	問題があつて、片側通行等も１２月まで入るだろうということでございます。あの路線は、ご承知のとおり、サンポートの搬入搬出路線でもございますし、バイオマスもありますし、みなみの里もございます。主要な生活道路でもございます。そういったところを切に訴えているところでもあります。 また、来月になりますと、県の町村会として、県の部長あるいは知事との直接交渉がございます。その折にも私どもは朝倉地域の重要な案件だということで、部長等に要望していきたいと、そのように考えております。 以上でございます。
議 長	持山議員
持山議員	ただいま町長の答弁でもありましたけれども、長い片側通行になりますと、信号の待ち時間が長くなります。それを敬遠して、また脇道への進入が始まると思います。危険な状態が続きます。そして、今までのように長い間、放置される可能性があります。それを防ぐためにも絶対的に全面開通を強く要望していただきたいと思います。 次に、砂防ダム崩壊の危機回避についてお尋ねいたします。 ここ数年の豪雨による栗田区内の砂防ダムへの土地に土砂が流れ込み、堆積し、ダム本体の機能が失われて、すでに下流へ流れ始めています。河川や水田に堆積し始めています。また、ため池への流入もあり、堆積を心配する人やダムの崩壊を懸念する人も出てきました。 この件は毎年要望してきましたが何ら対応されていません。早急に現状を把握して、住民が安心して暮らせるために町がしっかり対応してもらいたいが、考えをお伺いいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 最近は一一般的なダムと区別を図るため、砂防ダムとは呼んでおりません。一般的には砂防堰堤と呼んでおりますので、あまり馴染みもございませんので、ここであえて砂防ダムと表現させていただきたいと思います。 ご質問の管理者につきましては、県の方になりますので、先ほどと同様、県にお聞きした内容を含めての回答になりますことをよろしくお願いしたいと思っております。 砂防ダムにつきましては、主に山地から流出する土砂等をためるためでございます。土砂災害防止のために山間部の溪流及び河川等を中心に、町内約３０か所設置をされております。構造も流出土砂を貯留し、堰堤中央部に水通しを設けて、堆砂後の浸透水を排出するため、堰堤に水抜きを設ける構造で、下流への土砂流出を調整する役目となっております。 土砂堆積も地形や場所等によって様々ではございますが、数年で満砂するものから、１年前にできた砂防ダムが２、３度の大雨で埋まってしまうこともあるようでございます。仮に満砂しても砂防ダムは全く機能しなくなるのではなく、一般的に土砂が堆積し、いわゆる川底が上昇しますと土砂の堆積により川底の勾配が緩くなって、川床の侵食あるいは山崩れが抑制されまして、土石流のスピードも緩め、破壊力を減勢する機能となっております。下流への被害を防ぐ役割となっております。 洪水等の影響によって溜まった土砂につきましては、平常時の水の流れによって徐々に下流のほうに流れていくような構造になっております。浚渫することによって砂防ダムの機能を復活させることができますけれども、実際にどんな川、急流で

	も土砂は堆積し続けております。 県のほうに確認をいたしましたところ、土砂をためる量を確保するために取り除くこともございますが、あるいは浚渫せずに上下流に新たなダムを造ったりすることもあるようでございます。一般的に満水状態においては、堆砂、土砂を徐々に下流に流出し、安定勾配に戻る構造になっておりますので、現状としては、そのままの状態がほとんどのようでございます。 県も維持管理につきまして、毎年、梅雨前後の緊急点検、さらに日常の巡視も4か月に1回程度行っているというふうに伺っております。現状としては、造りっ放しがほとんどで、そのような定期点検のほか、地元のほうからのご連絡でその都度対応しているというふうにお聞きしております。 維持工事をご承知のように、場所によっては、ほとんど重機あるいはトラック等が入れる箇所もございません。進入すると仮設道路等を造りながら行いますので、県も毎年予算の関係もございまして、完全ではないというふうに伺っております。 ご質問の箇所につきましては、町も地元要望を受けて県のほうに進達を行っております。ダムの機能も先ほど申し上げました構造になっておりますので、県も今年の8月に点検をされております。最終的に県の判断になりますけれども、確かに土砂堆積はあるようでございますが、現段階では平常時堆砂ということで、さらに本体の機能には問題ないというふうに県のほうから伺っております。 今後も計画的に点検等を実施されますが、万が一、異常等が確認されれば、緊急的に対応されるというふうなことのようでございます。砂防から下流域の最終的に流れ込む県営河川につきましては、県も毎年、浚渫工事を行っていただいております。併せて下流域の水路は地元の方々の共助で管理を行っていただいておりますが、河川につきましては町も管理をいたしております。その際は地元等の要望に基づき、町も浚渫等で対応させていただきたいと思っております。 今年度から浚渫の起債の関係で5年間計画をさせていただいて、河川の浚渫工事を行うようにしております。下流河川も対象に現地のほうを確認しましたところ、堆積もあるようでございますので、その5年間の中で対応させていただきたいというふうに考えております。 災害が今後かなり発生して、堆積土砂が、ほかのところもあれば、その地区を優先するということになりますので、今後とも、そういった事業等も行いますので、町も県と連携しながら、そうやって取り組んでいきたいと考えておりますので、その際は地元の方もご理解とご協力の方をよろしくお願いしたいと思っております。 以上でございます。
議 長	持山議員
持山議員	ただいま説明がありましたけれども、現状維持というのは、もってのほかと思われます。下流には砂だめというのがあるわけですよ。それを区民で、何度も何度も、浚渫せないといけない状況なんですよ。それを現状維持というのはどういう見解を県は持っているのか、その意見をお尋ねしたいです。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 先ほど、ダムの機能でお答えをしたように、砂防ダムにつきましては、土砂をためる、そういった、もともとの構造がそういうふうな構造になっております。あと、通常の雨が降れば、堆積した土砂がその上を通って下流のほうに流れていくというふうな構造になっておりますので、確かに堆積土砂は見受けられるというふうには伺っておりますので、今後、機能が損なえば、当然、県の方も対応していただきたいと思っておりますし、町の方からそういった浚渫のご要望は、区の方から町の方に出し

	ていただきまして、それから進達しておりますので、その後、町の方からも県の方にご要望はさせていただきたいというふうに思っております。 以上です。
議 長	持山議員
持山議員	それでは、県から住民の方へ説明してもらわんと納得しないと思います。県の見解を確かめていただきたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	今のご意見につきましては、県の方にご連絡をしまして、まず区長なり町議なり、役員さんの方にご連絡を差し上げまして、今後どうするのかの対応をまず検討させていただきたいというふうに考えております。
議 長	持山議員
持山議員	ただいまの説明ありがとうございました。 それでは、この2件に対しまして、いろいろと町長からも説明がありました。最終的に、町長、何かありますか。
議 長	田頭町長
町 長	道路業者へ、河川業者へ、大筋のところは県が所管している案件が多うございます。ぜひ県とも密接に状況を説明しながら、改修、改善に向けて努力をしていきたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。
議 長	持山議員
持山議員	この2点は住民も非常に困っている事案であります。今後とも、しっかりした対応をよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。
議 長	これで、3番 持山英幸議員の一般質問を終わります。
散 会	
議 長	これで本日の日程は全部終了いたしました。 明日は一般質問2日目です。午前10時より開始します。 本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。 (1 5 : 5 1)